

厚岸町議会 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成21年3月9日

午前10時00分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまより平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

初めに、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正。

9ページ事項別明細書をお開き願います。

11ページ、歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めてまいります。

10番。

- 谷口委員 資料のお願いをしたいんですね。それで、これとの追加議案等も出てくるんですけど、雇用問題が今大きな問題になっているということで、国のほうも1次、2次と相次いで対策をとっているんですけども、それで1次補正の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、それから2次補正の地域活性化・生活対策臨時交付金、ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業、それから、年末年始等における離職者等の緊急雇用安定確保対策ということで、国がそれぞれ対策をとられているんですけども、これらの事業の対象事業、どういうものがその対象になるのか。それから、厚岸町は、これをどういうふうに活用してきたのか、あるいは今後活用していくのか。それと厚岸町への交付見込み額、あるいは特別交付税等の交付見込みがどうなるのか、それらの財源等についてもできれば資料を、今回の補正予算は無理としても、追加議案の審査ができるようなときまでに用意ができないかどうか、お願いをしたいんですが。

- 委員長（竹田委員） 10番議員谷口さんの今の資料要求についてよろしいでしょうか。

谷口さん、これはいつまで。

- 谷口委員 追加議案まで。

- 委員長（竹田委員） 追加議案のときまでで。

- 谷口委員 きっとできないと思うんですね。今の質疑の中ではね。私、無理を言いませんので。

- 委員長（竹田委員） わかりました。

進めてまいります。

1 款 1 項町民税、1 目個人。
2 目法人。
2 項 1 目固定資産税。
2 目国有資産等所在市町村交付金。
3 項 1 目軽自動車税。
4 項 1 目たばこ税。
5 項 1 目特別土地保有税。
6 項 1 目都市計画税。
2 款 1 項 1 目地方道路譲与税。
4 款 1 項 1 目配当割交付金。
5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金。
6 款 1 項 1 目地方消費税交付金。
8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金。
11 款 1 項 1 目地方交付税。ございませんか。
10 番谷口委員。

●谷口委員 今回の普通交付税はわかるんですが、特別交付税、これの主な目的についてちょっと教えてほしいんですが。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

特別交付税の目的ということでございますので、使途と申しますか、財源を何に充てたかということかと思っておりますので、それについてお答えしたいと思います。

ご存じのとおり、今般、土木費におきまして除雪対策費の2,002万円補正をしてございます。それに対する主な一般財源の確保という意味で、今般、特別交付税を計上させていただいたというところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 13ページ。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金。
2 目衛生費負担金。
3 目農林水産業費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料。
3目衛生使用料。
4目農林水産業使用料。
6目土木使用料。
7目教育使用料。
2項手数料、1目総務手数料。ございませんか。
15ページ。
3目衛生手数料。
4目農林水産業手数料。
6目土木手数料。
3項1目証紙収入。
15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。
2目衛生費国庫負担金。
2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。
10番谷口委員。

●谷口委員 済みませんけれど、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金なんですけれど、歳出、どこで見ればいいんですか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

国庫補助金、総務管理費補助金2,875万2,000円につきましては、交付決定があったところによりまして、この3月に歳入として計上させていただいております。それ以前に、昨年12月に、病院事業会計に6,300万円ほどの……

（「ちょっとゆっくりやってください」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） 支出をしてございます。

（「病院何ぼ」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） 6,335万1,000円を病院会計へ負担金として支出をしてございます。この中身のうちの、この6,300万円のうちの2,875万2,000円ということで、6,335万1,000円の中に、いわゆる総務省でいう地域活性化・緊急安心実現総合対策事業の事業メニューが列挙されておりまして、それに該当するものとして病院事業会計のほうに2,875万2,000円、一般財源でございまして、財源充当が出てきておりません。したがって、12月の段階では、いわゆる一般財源を立てかえる形で先に補正を計上させていただいたというところでございます。

(「わかりました。いいですよ」の声あり)

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2目民生費国庫補助金。

4目農林水産業費国庫補助金。

6目土木費国庫補助金。

17ページ。

3項委託金、1目総務費委託金、4目土木費委託金。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

2目衛生費道負担金。

2項道補助金、2目民生費道補助金。

3目衛生費道補助金。

4目農林水産業費道補助金。

6目土木費道補助金。

3項委託金、1目総務費委託金。

3目衛生費委託金。ございませんか。

19ページ。

16款道支出金、3項農林水産業費委託金、6目土木費委託金。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

2目利子及び配当金。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

13番室崎委員。

●室崎委員 土地売払収入なんですけれども、当初予算のときに一切説明がなかったんですよね。それで今回ここに出てきているんだけれども、当初予算のときには、土地の売り払いができる見込みがないのでつけていなかったと。しかし、それが担当者の努力によってできたということで今回出てきたという意味なんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。

土地売払収入でございますけれども、当初予算においては、土地を売り払うということは毎年公募をかけて募集をしておりますけれども、どれだけ収入があるのかというのは見込めないものでございますから、安心、安全を見て予算には計上しないと。発生した段階で補正をかけて計上するといったスタイルをとってございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 節の場合にはそういうことが問題ないと、そういう扱いで。ということなんですか。目なんかですと、寄附みたいなものときには1,000円だけつけてつくっておきますよね。そして、それはどういうことなんだという、ことしどれだけになるか見込みが余り立たないものってありますよね、性質によって。そういうものについては、1,000円だけつけておいて、記載入はしないでおいて、そして後から補正の整備するというのはよくあるんですが、土地売り払いなんかの場合には、そういうことはする必要はないと、そういうことなんですか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、議決用の案件としては、款項でございまして、目の中である場合、ない場合は、要するにない場合はゼロで、例えば補正額、補正後もゼロ。それから節の場合につきましては、いわゆる計上する、ここで言いますと歳入がなければ、あえてゼロという記載というか、予算の調製方式をとってございません。要するに、将来、土地の売り払いが出てきて、収入額が発生した段階で節を設けて、目に上がり、項に上がり、款に上がるという予算の調製方式をとらせていただいておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 2目生産物売払収入。
13番。

●室崎委員 餌料藻類売払代というのがここに出てきていますが、毎年売り払いの成果というのが上がってきて、またことしも605万円、最初の補正予算でもってふえていますよね。最終的に、605万円じゃない、失礼しました。餌料藻類37万2,000円ふえていますよね。それで、当初605万円だったんですが、最終的にこの餌料藻類売払代、今年はどれだけになったのか、教えてください。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 3月末までの見込み数値で申し上げますけれども、1,045万8,000円の見込みということでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 非常に厚岸町のこしらえる餌料藻類というものが質がいいと。それで、身内でそんなこと言っているかもしれないんだけど、引く手あまたであると、非常に評判がいいという話を聞いております。それで、これだけの成果が出ているということで、これはもう大変ありがたい話だと思っているんですが。

現在のこの、結局、量に比例するわけですよ、代金はね。これは、今行っているカキセンターの本業のほうがありますね、その合間につくっているという話でしたが、この程度のところではまだ、そんなに強いストレスがかかって本業に圧迫する、あるいはそこで働いている人が大変な状況になるというものではないんですね。まだまだ余力があると、そういうふうを考えていいんですね。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 必ずしも私はそうは思ってございません。というのは、たまたまカキの種苗についてのもともと余力ということで、この餌料販売ということをしていただいております。

それで、カキの種苗生産というのが平成19年度、20年度、若干落ちてはございますけれども、ほとんど変わっていないという状況で現在このカキの餌料生産をしていますけれども、カキの種苗がふえてくるというような状況になりますと、当然、この餌料販売については、あくまでもカキ種苗のほうが優先ということになりますので、カキの藻類の売払代については当然落ちてくるということになります。

そのことについては、ユーザーのほうにはあらかじめ、あくまでも余力でやっているということをお伝えしながら、カキの餌料販売を行っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

13番室崎委員。

●室崎委員 あと、もう一つお聞きしておきたいのは、シイタケの件なんです、シイタケ菌床の売払代というのもどうなんでしょうか、大分もうけているんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今回、補正予算には計上してございませんけれども、現場のほうと打ち合わせをしまして、前年並みということで、今回補正には計上してございません。

ただ、4月以降に出荷する分がございまして、そちらのほう伸びております。率的にも少し伸びてございまして、こちらのほうについては、新年度のほうにその分として計上させていただくということになります。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 そうするとシイタケの菌床に関しては、厚岸町のシイタケ菌床工場の能力と需要とのバランスというものは安定してきているというふうを考えておいてよろしいんですね。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 現在、白老町にある森産業のほうの注文が伸びてございますので、ただ、それぞれ年間数量というのを、スケジュール的にも、それから量的にも決めておりますが、そういった形でもし伸びているようでございますと、体制のほうもそれなりの体制を整えて、何とかオーダーを生かすような形で運営してまいりたいというふうを考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 生産物売払収入について、2目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、18款1項寄附金、1目一般寄附金。
1番音喜多委員。

●音喜多委員 説明のときにこれ、ふるさと納税って言われたんですけども、そういうことですか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員ご指摘のとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 1番音喜多委員。

●音喜多委員 ここに一般寄附金ということが出ていますが、こういうふるさと納税というのは最近の話ですけども、一般寄附金という記載の仕方というか、それとふるさと納税とすれば、目的というか、そういったものが違うんですが、町としては、一般的な寄附金というものをふるさと納税という形で受け入れるんですか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、ふるさと納税につきましては、寄附をされる方の意思を尊重するということが大前提になってございます。

したがいまして、今回の3月補正におきましては15万円の増となっておりますが、昨年の補正で5万円のふるさと納税がございました。この5万円につきましては、使途を寄附者が指定をしておりました。要するに、指定というのは指定寄附金ではなくて、どういうものに使っていただきたいという希望を添えて寄附をいただいたところでございます。

その内容につきましては、環境、いわゆる厚岸町の環境を守るために、山をつくるですとか、そういうものに使っていただきたいということで、その当時の補正予算では、環境政策費寄附金ということで5万円を計上させていただきました。

今回の15万円につきましては、3名でございます。3名様の使用につきましては、特に指定をしておきません。厚岸町のために十分活用していただきたいということで一文をいただいております。

したがいまして、一般寄附金ということで、この科目に計上させていただいているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 1番音喜多委員。

●音喜多委員 そうすると、一般寄附金とふるさと納税というか、それぞれ寄附の行為によつての、寄附者のほうの受ける恩恵がちょっと違うと思うんですが、そういった形で、普通の寄附といえば税金の控除の対象にするよとか、いろいろなやり方もあるんですけども、その辺の今回は一般寄附金扱いしたよと。だけれど、前は、寄附者によつての指定というか、趣旨を生かすために、そういった意味ではふるさと納税にしますよということの分け方をしていますけれども、その辺の明確さというか、そういったものはきちっと町としては持っていないというのか、適宜そういった判断というのか。

ただ、今、寄附される方がそういうはっきりしたこういう目的で使ってください、厚岸町にこういう形で少しでも潤うというか、厚岸町のために使っていただきたいということでのふるさと納税なんですけど、そういう趣旨だというふうに私も思うんですが、こういう一般寄附金ということであれば、あくまでも一般寄附金でいいのではないのかなというか、その辺はどうですかね。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

委員ご承知のとおり、ふるさと納税につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。厚岸町の予算のどの科目に上げるかということにつきましては、厚岸町の考え方でございます。

先ほど申し上げたとおり、5万円、環境対策費寄附金につきましては、寄附者の強い意向のもとに、環境について使っていただきたいということで、予算書に対して環境対

策費寄附金ということで計上させていただきますと。一般財源でございますので、特定財源でございませんので、何々に充当したということはございませんが、環境寄附金として受けていただいて、環境に使わせていただきますと。一般財源でありませぬので、お金の色はついてございませぬが、そのとおりでございます。

それから、今回の15万円につきましては、特に寄附者の方から、特定のものという一定の、いわゆる希望がございませぬでした。したがいまして、一般寄附金ということで計上させていただきますと。

いずれも、どの科目に厚岸町が計上しようとも、税額控除になることは変わりございませぬので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 1 番音喜多委員。

●音喜多委員 そうすると、ここに書かれているとおりで、ふるさと納税という言い方はちょっと誤解を与えるというか、そういうふうになりませぬかね。今まで、ふるさと納税ができる以前にあった一般寄附金、そして今回の受けた15万円も一般寄附金であれば、書かれているとおりでいいわけです。ただ、説明の時点で、ふるさと納税と言うから、これは何か別なものがあるのかなと。しかし、ここに書かれているのは一般寄附金ですから、そういう用途が明確に寄附者が言っているのと、厚岸町、従前、何年も前にあるように一般寄附金として受け取ると、それがふるさと納税という言い方はちょっと当てはまらないのではないのかと私は思うんですが、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

一般的に予算の調製の方法として、寄附金の場合、寄附金の向く区分等は、地方自治法施行令規則第15条の規定に基づき、別記の様式によりというふうに決まっております。これにつきましてはいろいろございまして、一般寄附金、例えば民生費寄附金、いろいろございませぬが、先ほど申し上げたとおりで、さきの5万円につきましては、寄附者のそういう強い意向があつて、科目に計上することによって寄附者の意向を酌み入れるという意味もございませぬ。

これはなぜかという、礼状を出してあります。受け取りました、それから税額控除を受ける証明書、それから礼状、その礼状の中にはこういう科目に計上させていただきましたという一文を加えてございませぬ。その他の今回の15万円の方には、特に限定をしないということでございませぬので、礼状はつけ加えてございませぬが、厚岸町の一般の経費として役立てていただきますという趣旨の文面をつけて、寄附者に送付させていただきますと。

したがいまして、ふるさと納税というふうには、要するに予算を調製する段階で節を設けるのか、一般寄附金にするのか、それらにつきましては、検討材料はあるかと思ひませぬが、一般的に地方自治法に定める規則によりますと、一般寄附金、それから寄附者の強い意向があれば、それを反映するべく、それに対応するべく、予算の調製方式をとる

べきではないかという判断で、今回このような予算調製の方法をとらせていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 1 番音喜多委員。

●音喜多委員 今言われたようだと私もそういうふうに指摘というか、思っていたんですね。ただ、説明の段階で、ふるさと納税と言ってここに書かれているのは一般寄附金、そうするとふるさと納税という言い方は、説明の段階でふるさと納税というふうに言われたわけだから。そうすると、それは間違いでないのか、これはあくまでも従前あったようにというか、厚岸町のために使っていただくための一般寄附金。ふるさと納税といったら、使途明確にというか、今言った、そこがはっきりしているわけですし、本人の寄附する者の強い意思がそこに反映されるという意味ではふるさと納税ということになるわけですがけれども、説明の段階での、大したことはないのです、正直言って。ただ、説明する段階でのふるさと納税という言い方すると、これは何か特別な、厚岸町でのあれでもって使ってくださいという意味だったのかなと。しかし、ここに一般寄附金と。だから、受け入れ方というのは間違いだとか、そういうことではなくて、説明の段階でふるさと納税だという言い方をすると、これはちょっとどうなのかということで確認したわけですから。

●委員長（竹田委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

予算の調製の方式として先ほど申し上げたとおり、一般寄附金というもの、節を設定させていただいております。

それから、予算の提案説明の際に、15万円一般寄附金というだけの説明であっては、何の寄附金かは当然委員の皆様方に承知されなかったという意味から、私は、この15万円が、税額控除を受けられる町外に住まれる方々が15万円、5万円ずつ3名でございませけれども、納めたということで、あえてふるさと納税ということで説明させていただきました。

そのふるさと納税というものが一般寄附金という科目に計上したことによって、中身をふるさと納税ということの説明そのものがおかしいというのであれば、今後、一般寄附金ということだけにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時35分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。

2項預金利子、1目町預金利子。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入。

3目農林水産業費受託事業収入。

4目土木費受託事業収入。

5目衛生費受託事業収入。ございませんか。

21ページ。

6項3目雑入。ございませんか。

23ページ。

22款1項町債、4目農林水産業債。

10番谷口委員。

- 谷口委員 この道営厚岸第2地区、道営別寒辺牛地区、それから道営大別地区、それぞれの事業費のほうも相当の減額補正になっていますよね。主に言えば、半分ぐらいで事業が終わっているということになるのかな。

そういうことで、特にここで大別地区の差が大きいんですよね。それで、この理由について、歳出のほうにも入りますけれど、道営大別地区の畑地帯と、それから草地整備改良事業、それぞれ半額ぐらいになっているんですけど、これはどういうことでこういう事業になったのか、説明をお願いいたします。

- 委員長（竹田委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 道営の厚岸第2地区公共牧場整備事業の関係のご質問でございます。

減額の理由につきましては、工事量については予定どおり、工事の事業そのものは予定どおり、そのものは実施されたという内容です。

それから、その事業費につきましては……

(「いやいや、だから、第2地区はそれほどの減額でないでしょう。見ると。だけれど、大別の二つの事業あるでしょう」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） わかりました。大別と、それから畑地帯ですね。わかりました。

(「だから、厚岸第2地区のほうは大体予定どおりだったのかなと

いうふうに思うけれども」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） わかりました。

実は、大別地区の関係につきましては、受益農家が、当初参加農家が、総体で、大別、それから太田、片無去、3地区で53戸予定されておりましたけれども、最終的には37戸という……

(「53戸」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） 37戸。

(「53戸が37戸」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） そうです。

それから、平成20年度、今年度の事業で、かなりの草地更新を計画してございましたが、草地更新をしてしまいますと、その年の餌料、餌が確保できないものですから、それで昨年、相当餌のほうが高騰しまして、自給飼料ということで、経費をかけないで自分の畑のところを食べさせたいということで、その餌を確保するために草地更新を取りやめたという農家がかなり出たために、そういったことで45ヘクタールほど、次の事業のほうに切りかえをしたということで、決してやめたということではなくて、翌年度の新しい事業のほうに振り向けたということがございまして、その分が減ったということと、それから、デントコーンに、餌のほうですけど、振り向けたと。そういったデントコーンの栽培のほうに振り向けたということが別の事業のほうに行ったという農家が出まして、その関係で1億300万円の事業費が5,433万円になったということでございます。

それから、この事業は平成21年度で終わるものですから……

(「今年度よ。今年度の事業なんだけれど、5,000……、そんな額かい。当初」の声あり)

- 産業振興課長（大崎課長） 受益者が25%を負担するということになります。25%負担します。あと国と北海道のほうで75%を負担するということでもありますので、当初、予定されていた事業費が大幅に、半分ぐらいに減ったために、農業者の負担金25%の負担金が、一回町のほうで受けますので、その負担金が少なくなったということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それからもう一つの、道営畑地帯の総合整備事業でございます。この関係につきましては……。

(「今の下のほうかい、言っているの。上から言ってくれないと」の声あり)

●委員長（竹田委員） 産業振興課長、済みません。質問者の言われている今の順番に沿って、もう一度数字を上げて言ってもらえませんか。

●産業振興課長（大崎課長） 申しわけございません。順番に上から行きます。

まず、町営牧場の管理施設の整備事業の関係でございますけれども、これについては、入札執行に伴う減でございます、事業費が当初2,500万円の予定が2,412万9,000円ということで、過疎債のほうは90万円減額になるということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、2番目の道営の厚岸第2地区公共牧場整備事業債につきましては、当初1億1,600万円の25%で計算してございましたが、事業費が8,661万2,000円ということで、これについては事業費の減ということで、ことし平成20年度が事業完了ということで、この起債が830万円減額ということでございます。

それから、道営の別寒辺牛地区の道路事業債でございますけれども、当初6,000万円で調査設計を行う予定でございましたが、事業費の確定した金額が4,180万円ということで、地元負担25%で負担金を計算してございましたが、この分落ちた関係上、起債のほうも減額となるということで、460万円の減額補正ということになります。

それから、今度は道営の畑地帯総合整備事業の関係でありますけれども、この関係につきましては、当初予算が5,090万円ということで、4,580万円の起債を予定してございましたが、事業費が9,040万円になりまして、町の持ち出し分27.5%であります。この起債充当率が90%ということで、2,230万円が起債ということで、当初予定していた起債が4,580万円ですから、その分減額になると。2,350万円減額になるということで、今回、減額補正の計上になったということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 道営大別地区の草地整備改良事業について詳しく説明していただきましたので、それで、私、できましたら、道営大別地区畑地帯総合整備事業について、その内容を知りたかったんです。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 道営の畑地帯の総合整備事業でありますけれども、当初予定しておりました浄水と配水施設、この事業が翌年度の事業に、ですから平成21年度のほうに先送りになったということで、事業費が大幅に減額になったということでございます。

当初、1億8,000万円ほどこの事業費で予定してございまして、町の負担金も5,089万円の予算を組んでございましたが、浄水池、配水池ということで、こういった大きな施設が翌年度になったということで事業費が9,040万円ということになりました。その関係で今回、このような形の減額補正になったということでございますので、ご理解をいた

だきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 その理由は何なんですか、次年度に先送りになった。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 北海道のほうで予算づけがなされなかったということで、その分減額になったという内容でございます。

（「わかりました。いいですよ」の声あり）

●委員長（竹田委員） 農林水産業債、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、6目土木債。

8目教育債。ございませんか。

なければ、以上、歳入を終わります。

次に歳出に入ります。25ページをお開き願います。

1款1項1目議会費。ございませんか。

27ページ。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

2目簡易郵便局費。ございませんか。

29ページ。

3目職員構成費。

4目情報化推進費。ございませんか。

31ページ。

5目交通安全防犯費。

6目行政管理費。ございませんか。

33ページ。

7目文書広報費。

8目財政管理費。ございませんか。

35ページ。

10目企画費。ございませんか。

37ページ。

11目財産管理費。

12目車両管理費。

2項徴税费、1目賦課納税费。ございませんか。

39ページ。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費。ございませんか。

41ページ。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費。ございませんか。

43ページ。

6 項1 目監査委員費。ございませんか。

45ページ。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。ございませんか。

47ページ。

2 目心身障害者福祉費。ございませんか。

49ページ。

2 目心身障害者福祉費。ございませんか。

51ページ。

3 目心身障害者特別対策費。

4 目老人福祉費。ございませんか。

13番室崎委員。

- 室崎委員 大分前に一般質問で私お聞きしたんですが、老人福祉費でお聞きしていますが、もうちょっといろいろなものが関連する部分ではあるんですが、老人だけの問題でないという意味で。ただ、老人に中心がいくかなという気がするんですが、孤立死の問題が今非常に大きく、また浮かび上がってきています。

一つには、近年の閉塞状況の中で、自殺が非常にふえているという状況もあります。その自殺の中にも当然入ってくるんだらうと、重なる部分はあるんだらうと思うんですが、だれも知らない中で亡くなっていく孤立死というものが、これは厚岸町だけがというような意味では全くございません。全国的な問題で出てきておりますし、非常に大きな社会問題になりつつあります。

それで、これは私前に指摘をしたんですが、そのときに、これからいろいろなそういう、まずは情報をきちんと吸い上げるための機関の連携の構築だとか、いろいろな問題点については担当者はよくわかっていると見えて、いろいろな答弁がございましたが、それから今日までどのような検討がなされて、具体的にどのような、いわゆるあるべき整備がなされてきたのか、それについてご説明をいただきたいわけです。

- 委員長（竹田委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

前に孤立死の問題、孤独死という部分もございませけれども、ご質問をいただいたときにお答えしておりますのは、おっしゃっているように情報収集をどうするかというところのお話だったというふうに受けとめております。私ども、独居の高齢者、あるいは高齢者に限らず疾病を持たれているという部分も含めて情報収集をさせていただくのは、

あみかの総合相談窓口でございます地域包括支援センターが情報収集の窓口になってまいります。

具体的に、どういう情報収集、あるいはどういう連携をさせていただくかという部分につきましては、地域の福祉委員的な位置づけをされております民生委員の方でありますとか、それから、特に要介護、あるいは疾病を持っていることによって自立生活がなかなか難しいという部分につきましては、居宅サービスの事業所がついておりますケアマネージャーからの情報収集ということが主になってまいります。

もう一歩進んで、じゃ、隣組みたいな地域の情報をどう収集していくのかというところが非常に大きな課題になっているというふうに思っております、地域との連携という部分につきましては、まだまだこれからそういった進め方をやっていかなければいけないという段階だというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 私の個人的話をして悪いんですが、学生時代に心理学というものをとりました。行動心理学という分野がありますが、そこで学習という言葉について定義しております。学習というのは、経験による行動の変化であると、そのように行動心理学では規定しております。体験によって、経験によって行動が変化する、その変化率、それが学習能力ということになるわけですね。

今の答弁を聞いていると学習能力ゼロですね。だって、前に私が聞いたときと同じことと言っているわけですから。何一つ変わっていない。それで、この前のときに、担当者変わっているのかもしれないが、指摘した部分について学習していないんですかね。

私が聞いたのは、そういう大きな話と同時に、役場部局内の話も聞いているわけですよ。孤立死と言われるものがあつたのかどうかということを知ったら、あつたんだという話が出てきたんですよ。私は大変そのときびっくりした。まさか厚岸でそんなものあると思っていなかったの、いわば転ばぬ先の何とやらのもりで言ったら、もう既に出ていたという。しかも、町立病院はそれをつかんでいながら、福祉課は聞いておりませんでしたと、そういう答弁がそのとき出たんですよ。

それで、まず情報の伝達ルートはきちんと、少なくとも庁内で行っていきたいという答弁をもって終わっているんですよ。ところが、今聞いていると、地域でどういう連絡網をつくるかとか、そんな話に終始している。これがそのときに非常に難しく、なかなかそこまでいかないんだけどもと言って、随分と時間を割いてそういう話しているんですよ。学習能力ゼロじゃないですか。どういうことなんですか。

それで、一般質問で私、指摘しましたね。その後、担当者においては、どういう人たちが集まって、いつどこで、どういう検討をしたのか、つまびらかにしてください。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時58分休憩

- 委員長（竹田委員） 再開します。

保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） ご説明が十分でなくて申しわけございません。町立病院で孤独死の実態があったというご意見をいただいた後で、担当部署、町立病院、それから保健介護課、福祉課が中心になりまして、役場内の連携体制についてどうあるべきかという意思統一をその段階でしております。

この時点では、そういう実態が、病院だけではなくて、私どもも情報があったという、孤独死の危険性がある、あるいは経済的にどうだという問題も含めて、そういう状況があるという事実が発生した段階で、お互いに連携をしようじゃないかというところの役場内の意思統一そのものはしてきたということでございます。

ただ、定期的に打ち合わせ、あるいは実態の突き合わせ等々の組織的な行動ができていないという部分につきましては、事例がなかったという部分でのことでございますので、それでいいのかというご指摘もあろうかと思いますが、今後、どうあるべきかという部分については、お互いに連携をさせていただいて進めていかなければいけないというふうに思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、私ども担当部署のほうでは、鬱に関する、あるいは自殺に関する講習等々も職員を派遣しながら、積極的に取り組んできておりますので、そういった情報の共有ということも含めて、庁内体制の組織的な取り組みのあり方ということについて、さらに進めさせていただきたいというふうに思っております。

- 委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

- 室崎委員 こういうたぐいの問題すべてにわたって、包括支援センターに期待するところは非常に大きいわけであります。

ただ、包括支援センター何人いるんだといったら、3人ですよ。今流の言い方をすると、マンパワーに欠けるわけですよ、問題の大きさに比べて。

それで、特にこういう孤立死だとか、こういう問題を見ていくと、介護保険を初めとしていろいろな福祉制度の申請主義の弱さというものがもろに出てくるわけですよ。申請してもらわないと動けないという、基本的に原則がありますよね。介護保険なんかも、本人が介護保険ということを知らなかったら、どうなるんだという問題があります。

現に、これは厚岸じゃないですよ、全国的なところではそういう事例も言われています。年寄りのおばあちゃんは、いわゆるぼけてしまって、その息子という人はずっと、当然自立支援法で今ならば支援されなければならない状態だったんだけど、だれも気がつかなかったと。そういうのが息子とおばあちゃんとで暮らしていて、介護保険も何も理解もできなかったという事例があって、悲惨な状況になってからわかったというようなのが報告されたこともあるんだそうです。

すなわち、本人からの働きかけのない人、地域で何かいろいろな行事をやっても、行

事というのはこの場合にいろいろな何とか教室とかいろいろなものを含んでいますが、やっても出てこない人、すなわち、行政がいろいろな形でもって網をかけていろいろと手を差し伸べているんだが、そこからこぼれてしまうような人、そういうところでどう入っていくかというのが一番難しい問題だし、そういうところでまた孤立死などというものが起こる率も大きくなると思うんです。

それで、いろいろな形で地域にネットワークをつくっていくということが大事だと思うんですが、それが今できているとは私も思えないし、また、それをつくるべくいろいろな努力をなさっているんだらうと推測しているんですが、そういう点で、この1年なり半年の間にどういう検討と動きをしてきたのか。

それから、庁舎内においては、早速、私の問題提起の後、担当者が集まって、これからは連携していこうねという話をしたというふうに聞こえる、これもちょっと変な表現で、連携がなかったことのほうが大変問題なわけですから。

ただ、今はもう、少なくとも庁舎内においては、情報の伝達という点では漏れはないと、そういう体制にはなっていると、これ、確認していいわけですね。そうすると、今度は庁舎を出た地域との間の連携をどういうふうにするかということなんですが、それについては、今、ここまでできているというのがあったら教えてほしいし、それから、こういう点で今つくるべく進めているというものがあったら教えてください。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 町の中の実態を把握する上でのいろいろな課題ということであろうというふうに思っております。

情報の共有の部分につきましては、先ほど申し上げた、いわゆる私どもの地域包括支援センターを含めます保健介護課のスタッフ、それから、同じあみかにおります福祉課のスタッフ、そして、町立病院との連携ということになってまいりますし、地域との関係では、自治会やそういう地域の組織というところとの連携はこれからの課題でございますけれども、先ほど申し上げました民生委員さん、それからサービス事業所、そして社会福祉協議会との連携の中における情報の共有という部分では、包括支援センターが窓口になって収集をさせていただいて、情報の共有をしていくというところでございます。

おっしゃいますように、そこから漏れる部分というのは、そのとおりだというふうに私どもも認識をしております。そういう意味で、地域との実態の情報共有という部分につきましては、この間、災害時要支援の対象となる方々の情報収集、あるいは災害時の安否確認等をどうするのかというご指摘がずっと課題としてございました。その取り組みの中で、私どもも地域にお願いをしながら、情報を把握していくということがこれからの課題になってくるのではないかとこのように思っております。

地域は、それぞれ活動できる力かげんも均一ではございませんので、そういう意味では、こういうことをやってほしいという情報発信だけでうまく進むというふうには認識をしておりますが、委員から指摘されていますように、行政のマンパワーだけではどうにもならない部分を、地域の力をお借りして、どう情報を共有していくのかというこ

とについては、その課題はおっしゃるとおりだというふうに思っておりますので、この作業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私のほうからは、独居老人の方の孤独死と直接つながるかどうかが別としましても、自殺者の関係で、その方たちの多くは精神障害を持たれている方が多いという統計があるというお話の中で、このたびも精神障害者の本人と、それから、その家族を招いての家族交流会、勉強会を開催することになっておりますが、昨年来からそういった釧路保健所とのつながりの中で実施をしておりますし、それから、自殺対策ネットワークというのが釧路圏域でありまして、そちらのほうに出席をした中で、直接の自殺、鬱に関しての勉強会を深めておるわけでございますが、そういったものを地元でどうつなげるかということで、民生委員の例会というものが一月に1回あります。何が今大事なのかということが民生委員児童委員協議会の中でも検討されておりました、見守り、巡回というものがこれからさらに大きな役割を果たすということでは、こういった手法がいいのかということと、それと昔のように個別に単に訪問するという形がなかなかとれない状況にあるということと、例えば、高層の公営住宅であればなおさらのこと、今までですと窓から、例えば夕方になるとテレビがついているとか、ストーブの煙が出ているとかということ判断できたところがなかなかでき得ないという状況がございます。そういったところをどう解決していくかということに、今一步踏み込もうとしている段階でございます。そういった連携が必要ではないかということで、実際に地域の民生委員の方からそういう連絡が入って、担当者がお伺いして、生活保護なりとか、医療機関につながるとかという実際のそういう例もありますので、今後ますます、社教との情報の共有というものを含めまして、それから、今おっしゃいました包括支援センターとの連携、一緒にやらなければ進みませんので、障害だけでは対応できない部分あります。それから、もちろん町の事業所の関係の方々にもお入りをいただくという、構築といいますか、昨日来そういうお話しさせていただいておりますけれども、これは障害に限らず、そういった体制が必要ではないかなと考えてございます。

（「はい、結構です」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

老人福祉費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、57ページ。

5 目後期高齢者医療費。

7 目自治振興費。

8 目社会福祉施設費。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。ございませんか。

59ページ。

2 目児童措置費。ございませんか。

61ページ。

4 目児童福祉施設費。ございませんか。

5 目児童館運営費。ございませんか。

67ページ。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。

2 目健康づくり費。ございませんか。

13番室崎委員。

- 室崎委員 同じような聞き方で申しわけないんですが、新型インフルエンザの問題で前に一般質問でお聞きしております。それで、そのときに、現在の状況はフェーズ3 Aというんですか、発生段階でいう3 Aであるという話が出ておりました。

町は行動計画をつくっております。その行動計画の中では、町民への知識の普及ということで、感染予防のリーフレットを配布するということをはっきり書いていますね。これについては何か、そのときの答弁では、広報あつけしに3分の1ページぐらい、もうちょっと少なかったかな、それに関しては。の記載があるから、それをもってかえるというような言い方だったんだけど、あれがリーフレットの配布というのに当たるのかどうなのか、ちょっと疑問ですよ。

それから、通常のインフルエンザワクチンの接種の奨励というのがある。これは、いざというときに新型か通常型の区別ができるためのもので、今インフルエンザがはやっているから打ちましょうというものとは意味が違うという説明がありました。

それから、いざというときに新型ワクチンの接種がどうしても必要な人、いわゆる社会基盤を担う人とでもいうんでしょうかね、そういう人たちのためにまず打たなければならない、その全量の調査を行わなければならない。

それから、医療機関に医療確保にかかわるシミュレーションというものを、演習をしておかなければならないということは、これは私がやれというのではなくて、厚岸町の行動計画のフェーズ3 Aのときには、これだけはやっておかなければならないというふうに記載されているわけです。厚岸町がみずからの手で作った行動計画です。ところが、ほとんどのものがまだやられておりませんという話でした。

それで、これらについては、その後、きちんと行ったのかどうか、これについてお答えをいただきたいわけでありませう。

- 委員長（竹田委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

ご指摘いただいた部分、自信を持ってこうやっていますという部分は多くはございません。

リーフレットの部分でございますが、実は、新年度の予算の中で、町民の皆さんに全

戸配布という形のリーフレットを購入しようじゃないかということで、予算を計上させていただいて進めようということでございます。

これは、A4判とかA3判とかの裏表というものではございませんで、ページ数がある程度あって、新型インフルエンザとはどういうものかという説明から始まって、最低でもこういった準備をしておこうじゃないかというところまでの説明。それから、新型インフルエンザが発生した場合の国のいろいろな取り組みの内容について説明をするというような中身のリーフレットを全戸配布したいというふうに新年度予算の中で計上させていただきました。

それから、新型ワクチンの必要な方々の全量調査の部分でございます。国は、2月の17日だったと思いますが、行動計画の見直しということがなされました。それに基づいて、その後、釧路保健所、それから、今月は、北海道段階での市町村担当者を対象にした行動計画の中身の説明会というものが開催をされることになっております。2月の釧路段階の会議には、私どもの担当も2名出席をして、内容を研修させていただいたということでございます。

この中で、具体的にライフラインを守るためにということに特化をして、どういう部分に新型ワクチンの対応をするのかというところの情報が実は出ておりませんで、そういう意味で、北海道段階でそういった情報をぜひ一つの案として出していただけないかどうかということも含めて、3月の全道の説明会の中では勉強してきたいなというふうに思っております。そういう意味で、今の段階で、例えば水道、それから医療、それから消防、役場のどのスタッフというのは、新型ワクチンが必要な全量調査というものは、特化をしてまだ進んでいないというところでございます。

医療の確保のシミュレーションにつきましては、前回ご指摘をいただいた段階で、町立病院がSARSの対応と同様の体制をとらせていただいているというご答弁をさせていただいておりますが、その後、新型インフルエンザに向けた医療の部分と私どもの具体的な協議の場というものは、今の段階ではまだ持っておりません。国の行動計画の見直しも含めて、新たな課題も出てまいります。そういう意味で、そのことをきっかけといいますか、その対応の問題も含めて、連携した取り組みをしていかなければいけないというふうに思っておりますし、現時点では、実は消防庁も全国の取り組みとして、消防体制がどうあるべきかという新型インフルエンザ対応の施策を進めております。そこともきちんと連携をした中で進めなければいけないという認識で、現在考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私のほうから、病院の中における対策ということで、先般、委員から質問を受けた後、院内には院内対策の感染委員会がございます。まずその段階で提起をさせていただきました、私のほうから。そういう中で、まず情報を収集させていただいております。

その中で、今進めている状況は、SARS対策のマニュアルはあるんですけども、新型インフルエンザの部分で果たしてそれがどうなのかということも含めて、新型イン

フルエンザ対策の感染対策マニュアルということで今作業を進めている最中です。それと、感染症の入り口の段階で新型インフルエンザだとなりますと、今までのインフルエンザ等含めて状況が違うわけでございますから、患者の受け入れの動静も含めて、実は今検討に入っている最中でありまして、いずれにいたしましても、こういうものが発生した段階のシミュレーションというのは、当然、対策マニュアルがあつてのシミュレーションということになりますので、今、その取り組みを、月に1回なんですけれども、定期的にやっている中で、必ずこの内容についての進捗状況を含めて、どう取り組んでいくのかということも含めまして、今整理をさせていただいている最中でありまして、

ですから、今、場所的に言いますと、CTだとかMRIがなくなる部分の動静も含めて検討しながら、マニュアル、さらに机上シミュレーションの取り組みということを含めてお話をさせていただいておりますので、新年度の中において、状況的にはまだ国内で発生はございませんけれども、ほかの病院の中で取り組んでいる例もありますので、そういうことを含めて我々もこの取り組み、さらにその状況について検証しながら、物事を進めてまいっているところでありますので、ご理解願います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 ちょっと根本に立ち返ってお聞きしますけれども、厚岸町新型インフルエンザ対策行動計画というのが平成18年12月にできているんだけど、だれがつくったんですか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 現在持っています行動計画そのものは、国の行動計画、そして北海道の行動計画を受けて、自治体がやるべき課題というものを行動計画に示した中で、町が作成をさせていただいたものでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 厚岸町がつくったんですね。その内容が、やらなければならないとなったときに、どういうことをやるのか、これから勉強しなければならないというような種類のものをつくったんですか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 町の行動計画にお示しをさせていただいている内容については、委員ご存じのとおりでございますが、町がやらなければならないという課題について記載をしているわけでありまして、

具体的に発生した段階での指示、命令系統といいますか、対応を発信するところはどこかという部分につきましては、他の感染症の対応と同様に、自治体が独自でという動

きにはなまってまいりません。そういう意味で、この地域で申し上げますと、釧路保健所に発症しましたという医療機関からの通知、あるいは私が感染したかもしれないという住民からの連絡が釧路保健所に伝達されるというシステムに現時点ではなっております。そこから北海道として、じゃ、厚岸町さんはこういう対応をいたしましょう、あるいは、対応できる医療機関の使用についてどういうふうにしましょうというふうな指示を受けながら、私どもが具体的に動くという形になってまいります。

行動計画では、そこまでまだ北海道との連携という形での表現しかありませんで、具体的なマニュアルについては、先ほど病院の事務長から申し上げたような個別のシミュレーションマニュアルというものが必要になってくるんだらうというふうに思っておりますが、行動計画そのものにつきましては、最低限、自治体の取り組みとしてやらなければいけないというものを表記させていただいているという認識でおります。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 担当者、これ読んでいるんですか。今、私聞いているのは、フェーズ3Aの話しているんですよ。あなた言っているのは、庁内でもって新型インフルエンザの発症があったと、あるいは発症の疑いがある者があったという話ですか。それはもう5か6の話じゃないですか。私聞いているのは3Aですよ。

3Aというのはね、行動計画に書いていますよ。国外で人への、国外ですよ、国外で人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、人から人への感染は基本的にはない段階であると、そういうふうに書いています。そのときに厚岸町はこういうことをやるんですということが行動計画に書いています。

現在は、もう去年の3月か2月か忘れちゃったけれども、そのぐらいからフェーズ3Aであるということは、国の担当官庁のほうから出ているわけですよ。議会にも5月にはそれが示されたんですよ。そして、私、12月ごろだと思っただけけれども、この問題を議会で聞いたら、あれもまだやっていませんし、これもまだやっていませんという話だったんですよ。それでその後、行動計画直して何もやらないことにしようと言ったのなら別ですよ。でも、自分でつくった行動計画でしょう。そここのところに、これやりますと書いてあるんでしょう。それがそういう状況になって、半年たっても何もやっていなかったんですよ。

だから、それは個別に言っていますからね、やっていないものは何もやっていなかったんですよ。それで、これどうなっているんですかと言われたんですよ。そうしたら、今度は何ですか、それについてはどんなことだか、これから勉強しなければならないというんですか。町立病院だってそうですよ。これから情報収集しなければならないということですか。

これ、おかしいんじゃないですか。国がつくったものを厚岸町がやらなければならないというなら、厚岸町には、よくありますよね、国からのいろいろな情報が来るのが遅くて、まだ十分につかめていないという話はよくありますよ。でも、これ、厚岸町がつくったんでしょう。自分でつくったものが、いざやろうとしたら、何のことかわからない、そんなものではないでしょう。それを聞いているんですよ。そうしたら、今あな

たは、いやいや、感染者が出て、そのときにどうしようかということについては、まだどうのこうの、そんなことなんか聞いていませんよ。

あなた、これ、理解していないんじゃないですか。何の質問を受けているかもわからない。そこのところに何書いているかもわからないということじゃないですか。違うんですか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 質問に対する不適切な答弁だったというふうにおわびを申し上げたいと思います。

今、私どもが情報収集を改めてしようと言っている部分につきましては、委員ご指摘の部分ではございませんで、国の行動計画が改められたという部分についての研修を今、先ほど釧路段階で一度あって、全道段階でも開催がされるということでございますので、その改定された中身、それから、これから道や自治体がさらに進めなければいけない課題の部分につきまして情報を収集し、それを持ち帰りながら、これまでの行動計画との比較も含めてどうしていこうかという段階の話でございまして、そういう意味で、言葉足らずで大変申しわけなかったというふうに思っております。

3 Aの段階の町がやるべき課題につきましては、おっしゃるとおりでございます。北海道段階での研修会を終えた段階で、私どもも改めて厚岸町の持つております行動計画と比較をしながら、対応を急いで進めていかなければいけないという認識でおりますが、21年度のリーフレットの配布の仕方も含めて、急いで対応をしていかなければいけないという認識でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私も舌足らずで申しわけございませんけれども、先般、質問を受けた段階でも情報収集というんですか、病院としての取り組みについての情報収集についてはもう既にさせていただきました。その中で、今マニュアルの訂正、マニュアルづくりをしているということでもありますので、いずれにいたしましても、医療機関としての、そういう状況の中での取り進め方というんですか、受け皿としての部分を整理させていただいて、これを要するに新型インフルエンザ対策としてマニュアルに追加させる作業を既にしているということでご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 余りこういうことを声高に言うと、またあいつオオカミ少年だと言われるかもしれないのでね、言いたくはないんだけど。

ただ、自分でつくった行動計画ですから、やっぱり自分でつくったものは自分でやってください、そういうことです。

それで、今、フェーズ3 Aから動かないんですよ、1年ぐらい。国立衛生研かどこかが、成田にこういう菌を持った人が入ってきて、それで潜伏期間の間に、会社と自宅を満員電車に乗って都内で行き来したといたら、あっという間に100万人ぐらいのところにはばって広がってしまうというモデル出しましたよね。去年の12月ごろかな。そうしたら、マスコミがわあっといきなり取り上げました。まるでSF映画のような話をぼんぼんぼん、センセーショナルな話をしましたね。そして今、ぴたっとおさまってどこにも何もありません。

そんなふうになるかどうかというのは、決して一概には言えないと思うんです。だから、これも結局、来るぞ、来るぞと言いながら、案外来ないかもしれません。そういう意味で災害全部そうです。これ、災害だと思うんですよ。

それで、ただし、この段階で、やはり万が一のときに動じないような基礎的なものについては、自治体としてはきちんとつくっておかなければならないというのが、まさにこの段階だと思うんです。それがいざというときに、すぐ対処できるような基礎資料を持っているということですよ。

そういう意味で、やはりこういうふうになると自分で決めたんですから、厚岸町が決めたんですから、厚岸町としてはやっていただきたいです。

それから、できないことを決めてあったなら、やめればいいですよ。でも、そうはならないんでしょう。やれることを決めているわけでしょう。そうであるならば、やはりきちんとやっていただきたい。そういうことです。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 委員のご提言、ごもっともだと、私どももそういう認識で今後対応させていただきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、医療機関だけではなくて、現時点では消防も万が一の体制のあり方ということについて、計画づくりを進めている段階でございますし、厚岸町全体として災害対策本部とのかかわりの問題も含めて、主はそちらのほうになると思いますので、役場内の連携のあり方も含めて、肝に据えて進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 谷口さん、相談なんですけれども、お昼前にテーブルに置いてある予算の追加議案についての議運を開きたいと思いますので、質問は午後1時からの開催からよろしいでしょうか。

●谷口委員 はい。

- 委員長（竹田委員） それでは、追加議案の議運を開きたいと思いますので、お昼休み含めて、ここで休憩をしたいと思います。

再開は、1時を予定します。

午前11時41分休憩

午後1時22分再開

- 委員長（竹田委員） 委員会を再開します。

ただいま議案第34号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、及び議案第35号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算について、その審査を本特別委員会に付託されたところですが、本2件の審査については、議案第21号の審査終了後に審査したいと思います。

それでは、午前に引き続き、審査を進めてまいります。

67ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。ございませんか。

10番谷口委員。

- 谷口委員 70ページ、特定健康診査等、164万6,000円の減額補正になっているんですが、これはきっと受診がそこまでいかなかったということによる減ではないのかなというふうに考えますけれども、今回、今年度見込んだ目標は何人ぐらいを見込んでいたのか、それで受診は結果的には何人だったのか。

あともう一つ、今回の特定健診の実施によって何か見えてきたものがあるのかどうか、それらについてお尋ねをいたします。

- 委員長（竹田委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

特定健診事業でございますが、委員ご承知のように、19年度までは基本健診ということで、いわゆる高齢者の部分も含めて、老人保健法というくくりの中で健診体制が組まれておりました。それで20年度から、それぞれの医療保険者が健診を行うということになりまして、75歳以上の方は後期高齢者医療制度で実施をする、それから、国民健康保険にしましては、40歳以上74歳までの方を対象にという枠組みができました。

私ども、国民健康保険の被保険者の方、それから、後期高齢者医療のほうから委託を受けた75歳以上の方の健診、それから、医療保険で健診を受けられない方も実は出てまいります。それは、年度内に医療保険の移動があった場合については、どの医療保険でも受けられないという方々が出ていらっしゃると思います。この方々は、厚岸町民ということで健診を受けられる体制をつくるということが現実の中で出てまいりました。

目標数ですが、特定健診、国保にしましては、700名ぐらいの目標を持ってやってまいりましたが、結果的に492名ということで大きく下回ったところであります。それから、

後期高齢者の分は、250名程度の目標で事業を組んでおりましたが、結果的に109名という実態でございまして、今議論いただいている科目の部分は国民健康保険に関する部分でございまして、いずれも目標から大きく下がったという実態がございまして。

下がった原因につきましては、制度が変わって受診される方自体が、なかなか新しい受診体制になじめないという部分もございましたし、従来の昨年度まで実施してきておりました65歳以上の前期高齢者と言われる方も含めて、実は既に薬による治療が行われている場合等々については、健診を受けられないというような縛りがございまして、結果的に、去年までは受けてきたんだけど、ことし受けられなかったという方もいらっしゃいます。

それから、先ほど申し上げましたが、年度内に保険に移動があった方々については非常に混乱をいたしました。当初から毎年そういう形態で季節的に社会保険に入っていたら、途中で国保に戻っていたらという方々が事前に把握ができるとしたならば、もう少し事務処理上も対応できたのかなという部分もございまして、5月に健診のための受診票を皆さんに送らせていただいて、その対応も含めて作業を進めなければいけないという事情もございまして、なかなか浸透しづらかったというのは実際のところでございます。

健診した中で何かわかったことがあるのかということもございまして、特に20年度からは健診やりっ放しということではなくて、健診したことによって保健指導の必要な方というのがドクターの判断によって明確にされてまいります。国保に関して言いますと、先ほど申し上げた492名のうち60名を超える方々がお医者さんに指導が具体的に必要な方ということで診断を受けて、保健師が保健指導に入るということを今やっております。そういう意味では、まだまだ人数が少ないんですけれども、この制度の中で、次の健診に向けて自分の生活の改善をどうしていくのかというようなところが、日常的に保健師と町民とがつながって生活改善を進めるという意味では、新しい制度の中での新しい効果を求めた事業展開ができるのかなというふうには思っております。

ただ、この60名を超える方々が全員保健指導を受けていらっしゃるかというと、これまたそうではございまして、指導を受け入れていただけたところを取りつけるまで結構時間がかかって大変だという部分もございまして、今後の中でさらに粘り強く連絡をとらせていただいて、早く保健指導を受けていただけたような体制にしていければというふうには思っております。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 受診率からいけば、6割、7割、6割5分ぐらいいっているのかなと、3分の2まではいっていないのか。大体、だけれど3分の1程度は超えているんでないのかなというふうに見えるんですけども。

国保と後期で950人ですから、600人ですから、3分の2に若干足りないというふうに思うんですけど、そのうちの1割が何らかの指導が必要になってきているということが見えているというのは、ある意味、これは成果ではないのかなというふうには思うんですけど、今回こういう状況にあることをさらに次年度以降引き上げようというこ

とになっていくと思うんですけど、この保健指導を受けている人たちの中で、今後、さらに要検査等が見込める人というのはどのぐらいあったんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えします。

受診率の話ございましたけれども、先ほど合わせて約900名とおっしゃったのは、受診していただけるだろうという目標数値でございます、国民健康保険だけで申し上げても受診対象者が3,000人いらっしゃいます。そういう意味でいくと受診率は13%強というレベルなんでございます。

委員おっしゃるように受診率が高まっていかないと、行く行くは不健康な状態が発生して、これは極論でございますけれども、国民健康保険の財政も厳しくなってくるぞというところのご指摘は前からあるんでありますが、そういう実態になっていって、したがいまして、国民健康保険の立場でも、受診率を高める計画を持って取り組んでいこうということになっているわけでありまして。

それから、二つ目の保健指導を受けていらっしゃる方々の次の医療機関への受診というお話でございますが、私ども担当しております保健指導のレベルでは、医療への受診につなげるということではなくて、日常生活の改善に向けたプランをお互いに話し合いながら進めていくと。次の健診のときにどういった効果があらわれるのかというようなところが主たる目的でございます、即治療が必要ですよとかという部分は、これは直接医療機関から通知があつて、私どものほうでこの部分については医療機関に受診をされるようにというような対応でやっております、中で振り分けをしているということについてご理解をいただきたいと思ひます。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 あともう一つお伺いしたいんですが、今回この健診をやって、これは町立病院で、結果的に今はやっていますよね。それで、これをやることによっての町立病院での日常的な業務に支障を来すとか、そういうことはどうなんですか。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 先に私のほうからお答えさせていただきますが、この健診には、集団でやっていただく場合と、それから個別に、一人で受けていただくという方法をとっております。個別健診につきましては、地元の町立厚岸病院と田中医院とそれぞれ契約を結びまして、こちらで受けていただくということにしておりまして、集団につきましては、町立病院のほかに釧路がんセンター、それから帯広の厚生病院というところも入っていただいて、年間の日程を組ませていただいてやっているということでございます。

町立病院の健診業務にかかわる部分でのお話は、病院の事務長のほうからお話をさせ

ていただくと。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 前段、課長が申したとおりの話なんですけれども、基本的に個別健診の部分で、従来の診療の中に、個別ですから入ってまいります。それと、実は今年度動いてきた中で、クリニックというんですか、町内の医院との、これは連携しなければ個別健診をこなしていくという状況にありません。

しかしながら、開業医のシステムがちょっとトラブルったということで、昨年11月にちょっと大変な目に遭いました。それで再度協議をしながら、これらのことを、当然個別健診になっていきますと件数がふえてまいりますので、今年度は今言った数字でありますから、カバーしてできましたけれども、これが、いわゆる3分の1、2分の1、3分の2というふうになってきますと、健診に対する医師の、要するに確保ということを我々としてはもう既に進めている状況にあります。進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

●委員長（竹田委員） 10番谷口委員。

●谷口委員 病院のほうにもう1点お伺いしたいんですが、結果的に、この健診をやるほかに、職場の健診もありますよね。そうすると、それも含めるとさらにふえていきますよね。今後パンクするおそれがないのかどうなのかね、どこが限界なのか。その辺では、まだ余裕があるのか、もう限界なのか。そして、保健介護課長に伺いたいんですけれど、もしそっちがもうできない場合にはどう対応するのか、その辺も含めてお尋ねしたいです。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 町立病院といたしましては、今まで事業所健診、さらには役場職員、学校の先生も含めて総合健診を大きく受けてまいっております。その中でこの個別健診が昨年から入ってきたということでもありますから、これは基本的に内科医が対応するわけでありまして、内科医の3名体制、さらに昼間の診療、3診と言うんですけれど、3人の先生を出しているという状況の中で、やっぱり個別健診等々、国の行っている健診というのは非常に意味のあるものでありますから、我々としてもこれをやっぱり優先させざるを得ないだろうというふうに思っています。

健診の中身としては、個別健診というのは、総合健診に比べて中身が軽くなっているというんですか、検査項目が少なくなっている状況ですから、重い健診を、逆に言うと他の総合病院等々との連携の中でこなしていくということを新年度からはそういう調整に入ってきておりまして、健診自体、今の内科医体制ではぎりぎり。

ですから、先ほど言いましたけれども、そういうドクター、出張医も含めて、そうい

うできるドクターをスポットで入れていくということを今検討している最中であります。

●委員長（竹田委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

その前に、先ほどご答弁申し上げた中で、受診率が間違っておりました。13%強と申し上げましたが、約3,000人の対象者に対して492名の受診でございますので、16.3%というのが正確な受診率でございます。訂正させていただきたいと思っております。

それから、ただいまのお話でございますが、町立病院の事情は、私どもも事前にご説明をいただいております。そういう意味では、今やっております集団健診を利用していただき、なるべく多くの方にこの場を利用していただきたいというのがまず第一義でございます。

それはどうしてかと申しますと、この集団健診には、がん検診の部分も実はくっついております。そういう意味で、基本健診を多く受けていただくことががん検診の受診率も高めるという意味で、ここに期待を持っているわけでございます。

そこで受けられない方はどうするんだということになってまいります。釧路のがんセンターも含めて、それから地元のもう一つの医療機関での個別健診の増というものを視野に入れながら、受けたいんだけど、どこも行き場所がないということのないように、私どもは対応していきたいというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） 71ページ。

3目墓地火葬場費。

4目水道費。

5目病院費。

73ページ。

6目乳幼児医療費。ございませんか。

2項環境政策費、1目環境対策費。

13番室崎委員。

●室崎委員 広報あつけしの先月号ですか、そこの10ページ「かんきょう通信」というところに、環境基本計画の19年度結果報告及び20年度中間評価という記事が出ておりました。これについて、何かそういうものが出ているのであれば、お示しいただいて、ご説

明いただきたいんですが、すぐ出ますかね。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 「かんきょう通信」で掲載したものをお示しするということでもよろしいでしょうか。

（「そんなものじゃ、話にならないでしょう」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） 全体をとということでしょうか。ちょっと印刷等にかなり時間を要すると思いますので、直ちに用意はできないと思います。お時間いただけましたら、きょう中には印刷して、あした提示するぐらいの余裕をいただければ対応できると思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 そうしましたら、これ、知りたいのは私だけじゃないと思いますので、手配していただいて、そして、ご説明と審議は新年度予算でということ、委員長に申しわけないんだけど、そういう形にしていただけないとちょっと時間とるような、委員長でお計らいいただければ。

●委員長（竹田委員） 課長よろしいですか。

じゃ、そのように新年度予算のときに間に合わせて、説明をそのときにするということで。

（「配るのはきょう中にできるかい」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） あしたに。

（「あしたにね。わかりました」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、2目水鳥観察館運営費。

75ページ。

3目廃棄物対策費。

13番室崎委員。

●室崎委員 これはずっと続くんだろうと思うんですけどもね、不法投棄に関してやっぱりちらちらと話は聞くんですけどね、この1年どんな状況でした。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） この1年の不法投棄の状況でございますが、我々のところが把握しているのは、新たに3件という状況でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 相当大がかりなものだったんですか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） その内容でございますが、1件は、道路沿いにあった布団1枚の投棄。それから、もう1件は、これは矢白別の演習場に通じる国道沿いから、かなり古い状況でありますけれど、沢のほうに投げられた、もう10年以上もたっているような車が発見されたのが1件。それから、これも道路沿いですが、テレビが4台捨てられていたということで、この3件でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 今、最後にテレビの話が出ていたんですけども、家電類なんか処理するとお金がかかる時代になってきましたよね。だから、面倒くさいから、見えないところへ持って行って、ぼんというような、不心得がやっぱりいつの時代でもあるわけですよ。だから、こういうものについては、パトロールといたって、矢白別のその奥のそんなところまでやるのは大変だろうけれども、やはりある程度のところは絶えず見ながら進めていただかなければならないのと、それから、やっぱりこういうものはよろしくないよということについての啓発というのは常にしていかなければならないと思いますよね。そういう点、どんなことになっていきますか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 不法投棄の啓発につきましては、広報あつけしを通じて、常に啓発に努めているところでございます。そのときには、やはり投棄というのはかなり重い罪が今科せられるということで、その内容も付した上でお知らせしております。

つけ加えさせていただきますが、他の町に比べると非常に不法投棄は少ないと言われておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 私も、隣の町を歩いて毎日のように走っているんですが、厚岸を越えてから結構いろいろ目にすることがありますので、今、課長さんのおっしゃるとおりだと思います。

それからもう一つお聞きするのは、これと並んでなんですが、不法焼却なんですよ。さすがに今、コンクリートのヒューム管をうちの前に置いてぼんぼんたいているというようなのが、あっちこっちから煙が上がっているなんていうことはないんですけども、やっぱりちらちら話は聞くんですけどね、これの現状はどうなっていますか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 不法焼却につきましては、苦情等の通報があったのは、20年度に関しては1件という状況でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 ただ、なかなか言えないという話も聞くんですよ。それで、また、焼却するほうも非常に賢くなってきてましてね、朝早い時間だとか、今まだこの時期はないんですけども、夜暗くなってからとかね。いわば役場があいていない時間が割と多いというような話も聞いているんですが、そういうようなことも聞いていますか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 過去にはそういうことを、情報としてあったこともございましたが、20年度に関しましては、そういう通報もしくは連絡等はございませんでした。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 改善されてきているという話は大いに結構だと思うんですが、ただ、これもまた、今いい時期になってくると出てくる可能性もありますので、今、不法焼却は非常に罰金が高いですよ。たしか最高1,000万円、500万円だったかな、1,000万円だったかな、何かびっくりするような、1,000万円ですか、のようなことですよ。そのあたりを強調しながら、やはりこれもきちんと啓発をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） ご質問者おっしゃるとおり、春先にはやっぱりいろいろな状況で、そういった不法焼却と見られる状況が過去にも春先にあったということでございます。従来も春先には啓発を行っておりますが、これは一回やれば済むという問題でございませんので、この春に向けても、そういった不法焼却を行わないということを徹底する意味でも、広報に努めてまいりたいというふうに考えます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、4目ごみ処理費。
77ページ。

（「4目ですね」の声あり）

●委員長（竹田委員） 4目。
13番室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きすることになるんだろうと思うんですが、家庭生ごみの堆肥化、8割だか9割を目指すという話が前にありましたよね。その手始めに、まずはモデルとなるようなところから出した生ごみについての堆肥化を行っていくと。そこでいろいろな実験をしながら進めていくんだという話で、それに着手したというのが去年の7月か何かでしたかな、1年間違えたかな。とにかくそういう話でしたね。その後、どういうふうに進んでいますか。まずちょっと、それからずっとやって今日に至るまでの状況について説明してください。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 現在の生ごみの処理の状況でございますが、現在はまだ一般の家庭までは行ってございません。事業系と申しまして、飲食店等を対象にして行っておりまして、現在その対象数をふやしている状況でございます。

その内容でございますが、現在は公共施設4施設、それから飲食店等々で10施設という状況でございます。現在のところは、大体年間30t程度を予定しているという状況でございます。この事業系につきましてはまだ対象数がございまして、22年度及び23年度をもって事業系を対象として終わらせたいと。それから、家庭系につきましては、その後にモデル地区を設定して行っていきたいというふうに考えています。

一般家庭系は数も相当数ございますので、収集体制をどうするかということ、それから、家庭からどのように排出していただくかということは、非常にクリアしなければならない課題が多いというふうに考えておりますので、そのあたりの情報を収集しながら対応していきたいと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 今のご説明で大体のところはわかったんですが、年30 tを予定しているというような言い方をしたんだけど、現状どうなんですか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 現状の数字でございますが、先ほど30 tと申し上げましたが、30 tを目標ということでございましたが、申しわけございません、それは訂正させていただきます。20年度で入った分を30 t程度想定したということでございまして、全体的な数字としては、現在37.7 tという状況になってございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 30 t程度というふうに目標を設置したんだけど、実際には37.7 tまで来たということですね。はい、わかりました。それが堆肥として処分されているということですね。はい、わかりました。

それでね、今の段階ではそんなに問題になることではないと思うんです、出しているところがはっきりしていますからね。ただ、前に指摘した、家庭生ごみに入っていくとすれば、要するに分別だとかそういうことをするのはあなた任せなんですよ。したがって、そこでもってできた堆肥を今度土中に散布するわけですから、そこでのリスク管理というものがきちんとされなければならないということは、私、指摘いたしました。それについての体制はどういうふうになっていますか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 生ごみのリスク管理につきましては、ご質問者から過去にもご質問を受けて、対応する必要があるという認識のもとで考えてございます。

おっしゃるように、今、事業系の中では、現場のお話聞くと問題は起きていないというふうに聞いておりますが、家庭系にはやっぱりいろいろな注意をする必要があるということで、現在は、対応する堆肥センター、所管のところと内部協議をそれぞれ順次しているところでございますが、まだ家庭系のごみについてどのような対応をするかということは確定しておりません。それは、モデル地区を設定する段階において、そういった準備をするというスケジュールの中で進めたいというふうに考えています。

現在は、それに向けての、選考するところの自治体等に照会をかけながら、どういっ

た対応が必要かという、その情報収集に努めているところでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 非常に言葉を費やしているけれども、まだ何もやっていないということですか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 私から、有機資源センターでできた肥料について、このセンターは下水道事業で建設しておりまして、私のほうで、そのできた肥料について成分試験を行っております。

これには、法的には、自家消費ということで肥料取締法等ではひっかからないんですが、これに準じた成分調査を行っております。これは北海道が定めたものと二つございまして、ですから、この基準にのっとりまして、ヒ素ですとか、カドミウム、水銀、ニッケルなど6項目について検査してから肥料として使用している。

土壌のほうも、肥料の散布前と散布の後、土壌のモニタリング実施要領、これは北海道が定めているものですが、これに基づいた調査を行っております。

ただ、質問者おっしゃるとおり、これが広く家庭からいろいろなものが出されてきますとそういう懸念もございまして、堆肥センターに持ち込まれる前の安全性の確認、リスク管理の徹底が必要と私どもは考えてございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 堆肥になったところからの成分調査、それから土壌調査を含めてのリスク管理は今行っているということですね。

ただ、生ごみとして入ってきたときに、その段階でわかれば一番いいわけだから、その調査ということも必要であると。これは、今まさに家庭生ごみを入れる前に、いわばその実験としてこれを行っているわけでしょう。事業所だとか、そういうところから40t程度のもので今実験やっているわけですね。その段階で既にリスク管理の実験をしたらどうですか。随分と何かのんびりしていますね。

前にこのことについては、リスク管理というのは私、2回か3回言った。そのときも、リスク管理が何だかよくわからないような答弁が続いて、何回もになったんですよ。何か相変わらずそんなような話に終始しているような気がしてしょうがないんですけれどね。

それで、現在行っている調査、それについては、今すぐといってもちょっと無理でしょうけれども、その基準、それから実際に行った成果、そういうものについて資料を出しておいてください。これも、委員長済みません、新年度でもってもう一遍。新年度の予算のところ。今すぐ出せと言ったって、時間とってしまいますのでね。まことに申しわけありませんが、その点をよろしく……。

- 委員長（竹田委員） 水道課長。
- 水道課長（常谷課長） 資料をそのように用意させていただきます。
- 委員長（竹田委員） 13番さん、よろしいですか。
- 室崎委員 はい、いいです。
- 委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、77ページ。
5目し尿処理費。ございませんか。
81ページ。
5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。
2目農業振興費。
3目畜産業費。ございませんか。
83ページ。
4目農道費。
5目農地費。ございませんか。
2番堀委員。
- 堀委員 先ほど歳入のところで、ある程度道営事業関係の事業費の説明があったので、それはいいんですけれども、大別の畑総ですね、畑地帯総合整備事業、約1億円の事業費減ということなんですけれども、そうすると、以前聞いたときに、22年度末あたりからの供用というものが可能になるというふうに聞いていたんですけれども、そのスケジュールというのは変わらずに供用開始ができるのか、それとも、今回の事業費の減によって供用開始がおくれるのかというものを教えていただきたいと思います。
- 委員長（竹田委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（大崎課長） 事業年度につきましては、平成18年度から23年度までの当初予定なんですけれども、今回、平成20年度で予算減額になった部分については、順次、21年度のほうで実施できるということでありますので、最終的に23年度という最終年度、完了年度については変更ございません。
- 委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 ただ、3カ年の実施計画の中では、21年度1億3,000万円ほどですよ。そうすると、通常、予算どおりのペースでしか今のところ予算措置されていないのかなと。今回の落とされた約1億円近いお金というのは、21年度のほうに回ってきていないで、22年度のほうが2億2,000万円というふうになっているんですけれども、北海道のほうでは、そうすると21年度の補正、ないしは、22年度は確実に現在予定している3カ年ベースの中での事業費の確保というめどは立っているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 支庁の説明でありますと、20年度の浄水施設及び配水施設については、当初20年度の予定を1年先送りするという形で、21年度実施というふうに聞いてございますので、この後、当初予算では1億3,000万円の計上でありますけれども、この9,500万円というのは21年度に入ってくるということでもありますので、当然、補正対応になるのかなというふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（竹田委員） なければ、85ページ。

6目牧野管理費。ございませんか。

87ページ。

13番室崎委員。

●室崎委員 し尿汚泥との関係なんですけど、特殊肥料散布というのが、ここ説明欄に昔はあったんですよ。今ないんですよ。それで、し尿汚泥というかな、相当水分の多いやつ、それを持って行って牧野でまいているという話を前にお聞きしまして、何回か私やっていて、この前、12月議会か9月議会でも私その話をしましたね。

そのときのお話では、堆肥センターに持っていくとなるとということ、脱水機にかけて水分を抜かなければならないと。そうすると四、五千万円施設にかかるんだと。だから、このやり方しかないんだと。法的には、自家処理ですから、法的な問題はありませんと。ただ、何回もの議論の中では、こういうやり方は褒められたことではないのできちっとしなければならぬんだということ、議会でも論議もあったし、検討もしております。しかし、こんなに金がかかるということになったので、これはできませんと。

それから、もう一つは、今、だんだんと下水道が普及してくるので、今度はそのし尿汚泥を下水の終末処理場に持って行って処理しようかというような話も議論としては出

てきています。そういう全体的な体系がきちんとするまではどうにもなりません、こういうような話で終わったということなのですが、その理解で間違いはないですか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今、ご質問者がおっしゃったような内容でこれまでご答弁申し上げてございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 それでお聞きするんですがね、牧野の中の堆肥センターで、いろいろなそういうものを持ってきて、牛ふんだとか何とかを積みますよね。何という場所だったか忘れたけれど、コンクリートの上に屋根のかかったところで。そうすると、そこから水分が流れ出ます。流れ出たのを、わきに池が掘ってあって、そののところへためていますよね。あっちこっちに勝手に流れていってもらっては困りますからね。

そのところで、曝気というのかな、ブクブクブクブクというのをやっているんですよ。そうすると好気性菌がどンドンどンドン出て、猛烈な勢いでもって中身が変わるんですよ。我々素人が見たって、1週間もすれば色がすっかり変わってしまうんですよ。においもすっかり変わってしまいます。

これのデータをお持ちだと思うんですけども、ちょっと説明してください。あるいは、ペーパーで出せるなら、すぐ出してもらいたいです。

●委員長（竹田委員） 何分間で出せますか。
休憩します。

午後 2 時08分休憩

午後 2 時18分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 大変時間を経過させて申しわけございません。

今お配りした資料につきましては、町営牧場で堆肥舎がございますが、その堆肥舎から排せつされるれき汁、これは堆肥から流れ出るれき汁なんですけれども、このれき汁排水の曝気処理の効果の確認ということで、お手元に配付をさせていただきました。

この堆肥舎の横にあります曝気槽、これにつきましては、4 m×4 mで、最大水深が1.5 m、立米数に直しますと150立米になります。これを設置いたしまして、タイマーの操作盤によりまして、槽内に50ミリのV P管を送りまして、曝気の送風機、ブロワーで断続的に曝気するものでございます。

この装置の稼働方法でありますけれども、タイマー装置で30分動いて、30分休ませる、それを1日24時間運転するものでございます。

これらについては、平成16年5月20日から平成16年10月20日までの5カ月間、実施をしたところであります。その結果が表の2ということであります。

表の1については、これについては設置にかかる経費の金額の総体をあらわしたものでありまして、合計で36万7,500円。

それから、表2の排汁の水質結果については、5月20日から10月20日まで、例えばpHということになりますと、この水素イオン濃度でありますけれども、pH7が中性、そして7以上はアルカリ性でありますけれども、当初、5月20日の段階で7.33という値を示しておりましたが、10月20日では5.15ということで酸性のほうになってきていると。

それからSS、これは懸濁の浮遊物の質量でありますけれども、要は、溶け込んでおります浮遊物の質量による濁度の数値でありますけれども、これが6,150のところ、10月20日段階で145に下がっていると。

さらに、BOD、科学的酸素の消費量でありますけれども、これについては、好気性細菌などの生物化学的作用で消費される酸素の量の値であります。この値が高いほど有機物量が多いということになりますが、当初、5月20日時点で1,330という値が47.9まで下がっているというふうな値を示している表であります。

なお、お配りした表については、農業改良普及センターが普及の指導用に、この当時、作成したものであります。

以上でございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 議会での特殊肥料の話をした後だったと思うんですが、これと同じペーパーじゃないんですけれども、こういう数値の書いたものが厚文でも参考までにとということで配られておりました。たしか私の記憶で、前後関係はちょっとはっきりしないんですが、恐らくそうじゃないかと思えます。

それで、このときに4,000万円、5,000万円かけて、ぎゅうぎゅう水絞って、固化して、そして、堆肥センターの固形肥料をつくるところに持っていかない限りできないんだというようなことを前提にしておっしゃっていたんですが、こういうデータについても、いわゆる水気の多いものを水肥として、そのまま、いわばきちんとした形、生のままでまくんじゃなくてやるというようなことの検討というのは、この答弁の中身にあるような検討の中では入っていたんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 衛生センターのし尿汚泥の処理の液状のものを、堆肥センターの、現在、産業振興課長が説明したこの施設において処理するという部分につきましては、今まで検討されたことはございません。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 どうも私の質問の趣旨が理解できないのか、わからないふりをしているのか、よくわからないんだけど、だれもこんな小さなところに持って行って、そこに突っ込めなんていうことは言っていませんよ。こういうやり方がある。そうすれば、もうちょっと規模の大きいものをつくれば、もう少しかかるかもしれないけれども、いずれにしても大したものじゃありません。素堀りにシートかけているだけですからね、ただの池ですから。そして、そのところにわずか30万円か50万円程度のものですね、ランニングコスト入れて、それを、ランニングコストは入っていないのか、そのものを使って、これだけの効果上げているわけですよ。SSで約40分の1ですか。BODで30分の1になってしまうわけですね。色も変わって。

水肥を一生懸命つくっているのは、小清水町のほうの人たちが一生懸命やっているんですが、あそこでは、牛ふんから取った水肥で、試飲会までやるんだという半分冗談のような話聞いています。私、そんなものにはとても参加する気にはなりませんけれどね。

それで、結局、好気発酵することで、非常に良質の堆肥、この場合は堆肥じゃないですね、水肥というのかな、そういうものになってしまうということはいろいろなところのデータあるんです。これ、厚岸町でさえ、さえと言ったら悪いですね、厚岸町内にもこういうデータあるんですよ。なぜ、その一つのやり方で、金がかかる、だめだ、あといろいろ、それが金がかかってできないなら、こんなやり方でやれないかと、生でまくよりははるかにいいだろうというような発想になれないのかということなんですよ。いかがですか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） し尿の処理した後にできる汚泥の処理につきましては、前回の議会でもご質問受けておりましたが、そのときに、衛生の説明として、衛生センター内にある大型のタンクが2基ございますが、その中で半年間、曝気処理をして、その後、町営牧場のほうに運んで、その後、飼料として散布しておりますというご説明をさせていただきました。

この半年間曝気というのは、ある意味では、堆肥センターで行っているものと状況としては似ているのかなというふうに思います。空気を送り込んで、好気性の発酵させながら処理していくという仕組みでございまして、町営牧場に運ぶ段階では、最初あった嫌なにおいはほとんどないという状況まで液肥化しているという状況にございますので、ある意味では、類似性を持った処理の仕方で今進んでいるのかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 そうすると、し尿汚泥ではなくて、既に水肥になったものをまいているんだということなんですね。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） もともと濃縮汚泥という状況ですから、さらさらの水という状況ではございませんが、考え方としては、好気性の曝気をして、ある程度処理の進んだ段階でということですので、さらさらの水という状況ではございませんが、類似した状況の処理をしているということですので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 前回、私聞いたときに、問題のないものをまいているんだという言い方していませんよ、答弁のほうは。問題があるんだと、だけれども、ちゃんとしなければならぬにはお金がかかるんだと、だからできないんだという話に終始していましたよ。今の話と違うじゃないですか。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 前回の答弁の中で、法的には問題ないということをお申し上げました。

それから、こういったところで曝気処理した後に、町営牧場で飼料として散布するというのは、この施設ができたときから認められた方法であり、それが直ちに何か問題があるという状況ではありませんが、いろいろな状況を考えてときに、より適切な方法をするとするならば、いわゆる下水道汚泥の処理がよろしいのではないかという意味において答弁させていただいたという経緯でございます。いろいろな処理の方法はあると思いますが、ただいま行っている曝気処理自体が直ちに何かを悪さしているという状況ではないというふうには考えてございます。

（「何言っているんだか、よくわからない」の声あり）

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 前回、私がお聞きしたときに、副町長が最後、まとめのようなご答弁をいただいています。そのときに、今やらせていただいている方法が法的に問題ないとはいえ、はっきり言っている、私も法的には問題ないということがある、私のほうも言っているんです。適切な方法ではないというふうにご考慮をしまして、その考えは変わっておりませんと、そういうふうにはっきり明言しています。ただ、先ほども言ったように、抜本的にこれを、例えば水分を抜いて、そして今の堆肥センターでもって堆肥にするとか、あるいは、今の下水道処理場のほうの処理方法だとかということだと思っております。そういう部分というのが今の状態ではできないんだと。だから、このやり方でしかできないんだと、そういうふうには言っているんですが、それと今の答弁は、どうも一致するよ

うに聞こえないんですよね。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 当時、答弁した、ちょっと記憶がはっきり、詳細まで今思い起こしているところですが、もともとの発端といいますか、衛生センターの処理について、下水道につなが家庭がどんどんどんどんふえている。衛生センターでは、生物処理をしている。したがって、下水道につながる家庭がふえることによって、本来、本来といいますか、衛生センターで処理すべき方法が、エタノールを入れて生物処理をしているわけですけれども、簡易水洗のほうがどんどんどんどんふえてきて、いわゆるし尿、本来処理すべき、当初想定していた処理内容が随分変わってきている。衛生センターに運ばれるし尿の質が、水分がどんどんどんどん多くなってきているということで、その処理方法を将来的にどうするか。今いう生物処理が非常に難しくなっている状況では、衛生センターそのものの処理方法を将来的には考えていかなければならない時期にさしかかってきている。そうしたときに、一部は今指摘がありましたとおり、町営牧場のほうに運んで処理をしているという部分がありますけれども、それだけで処理し切れる内容のものではない。したがって、これを他の方法で処理する方法がないのかどうなのか、今、総体的に研究をしているところであります。

実は、これは20年度予算でもって終末処理場の水質改善調査というものを下水道のほうの関係で発注をしております、まもなくその報告が上がる予定になっております。これが、この議会終了後、この調査の報告を私が受けることになっております。

どうしているかといいますと、下水道の終末処理場、こちらのほうで処理することができるのか、できないのか。というのは、終末処理場の容量そのものをも変える時期にも来ているということでもありますから、そういう方法を将来的には考えていかなければならないだろうということで、今その調査の報告を待っているという段階でございます。その中で、総体的に、この終末処理場から発生するところのし尿の処理、これを考えていかなければならないというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 前回も似たような話は聞いています。それについては私、理解しているんですよ。だから、全体的に大きな話をやっていかなければならないという厚岸町のこれからの大きな青写真ですよ。骨の一つですよ。それをきちんとやっていくという点では、これは大いにやっていただきたいんですよ。

ただ、こういうちょことした、そういう大きなものから見れば小さな一部分のことも、全部そういう抜本的なものにくっつけて、それが全部解決するまでは待ってくださいというようなものでしかないのかということを行っている。汚泥というものを運んでまいているわけでしょう。そこのところで100%の堆肥にできないにしても、いろいろなやり方があるんじゃないのかと。そして、それは例えば、このところでは50万円程度の施設をつくれれば、相当によくなるんじゃないのかという話を私は言っている。それに対

して、いやいや、こういうような調査をして、こういうような計画を立てて、こういうようなものが解決しないと、そういうものについてもできませんと言っているのでは、結局……。

それで、じゃ、今の状態で、課長は6カ月間だか曝気しているからいいんだと言うけれど、それは汚泥処理の範囲の話でしょう。汚泥ができるまでの話でしょう。できた汚泥が、即まいていいような水肥だ、堆肥だと言えるようなものになっていますという話が出てこないんですよ。だから、そこのところでもって、4,000万円も5,000万円もかかるなら別ですよ。だけれども、そんな30万円か50万円か、せいぜい100万円以下でもってできる程度のものだったら、今、大きなものが解決するまでの間は、例えば町営牧場にそういう小さな施設をつくって、少しでもよくしたらというようなことができないんですかという意味なんですよ。

だから、大きな骨組みについてどんどん進めていращやるというのはよくわかりますし、それはどんどんやっていただきたいんです。ただ、あれもこうだし、これもああだし、こういう問題もある、それでもってこれについては調査もし、こういうような計画も立てている、それが全部終わるまではこの問題もう一切手つけられませんと言っていたら、これはなかなか、この財源難の世の中ですから、おくれても早くなることはない。そういうことだと思っんです。

それで、今、そういう点でもう一度副町長にはご答弁いただきたいし、それから担当課長のほうには、何か6カ月間曝気すればすごくよくなっているんだから、問題ないんだと。副町長以下、質問者もみんなその認識不足なんだというふうにも聞こえるような答弁があったんだけど、であるとすれば、そこのところで、し尿汚泥と称して畑にまいているものは何ら問題ないというデータを出してください。その上で話ししなければなりません。

●委員長（竹田委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） まず、現在、6カ月程度曝気して、町営牧場の草地のほうにまいている、そのもの自体が問題あるかというご質問でございますが、この方式を行うに当たりまして、道のほうからある条件をつけられておりまして、そのし尿汚泥をまいたところと、それからまいていないところの土壌分析をするということになってございます。これは毎年行ってございますが、今までその検査において適正な内容であるという状況でございますことをご答弁させていただきたいと思っんです。

それから、堆肥センターと同じような方式をし尿汚泥についてもとれないかということでございますが、いわゆる下水道汚泥を例に説明させていただきますが、下水道汚泥は終末処理場において脱水処理をしたものを堆肥センターに運んでいるということでございまして、衛生センターのし尿汚泥を、この中には、汚泥ですから、水分だけでなくさまざまなものが入っているということでございまして、この方式をとるには、やっぱり液体の部分と申しますか、液肥にするということで、それ以外のものを取り除く工程がどうしても出てくるのかなというふうに考えます。

こういった状況で、その汚泥自体を曝気処理するというのであれば、今、衛生セン

ターで行っている状況とほぼ類似した形になってしまうというふうに考えますので、それにつきましてもやっぱり脱水して固形分になる部分と液体になる部分を分けた上で堆肥センターのような処理工程に持っていかないと同じ状況にはならないのかなというふうに考えますので、なお、今後検討させていただきたいというふうに考えます。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 先ほど産業振興課の資料を配付させていただいておりますけれども、ここではpH、SS、BOD、これだけの数値であります。以前にもお話をさせていただきましたが、このときには問題ないという話をさせていただきましたけれども、これだけでいいのか、実はそのことを心配しております。

地中というか、上からまくわけですから、人のし尿の中に入っているものが、どういうふうに、最後は海のほうに、あるいは河川のほうに流れてくるというようなことも心配をしなければならないだろうと。そうしたときに、今のやり方をするよりは、もっとほかにもいい方法がないのかということは今、勉強している最中です。

それを処理するためには、どれだけの整備が必要なのか、どれだけのランニングコストがかかるのかというようなこともあわせて検討をしていかなければ、将来の展望といえますか、道筋がつかない、あるいは説明もできないということを考えておまして、先ほども言いましたとおり、調査の結果を待って、報告をまだ私いただいておりますから、その報告の後に、その議論を深めていきたいと、そのように考えております。

●委員長（竹田委員） 13番室崎委員。

●室崎委員 わかりました。時間もあれですし、この程度でやめます。

それで、いずれにしても、法的に問題ないから問題ないんだというような態度ではないと、そんな物の考え方はしていないということはよくわかっていますし、よりよいものにしたいんだということがわかります。ただ、お金の問題もあって、100%のものができなければ70%、70%もできなければ60%というふうに、ゼロよりはいいわけですから、という発想を持っていただきたいなと思います。

あと、このし尿汚泥について、道のほうが全く問題ないんだよと言っているとか、いろいろな話がありましたので、そういうものをまとめてデータとして出しておいてください。この後また機会を見て、議会で議論を、今、副町長おっしゃったように私も勉強して、そして、よりよいものをお互いに出しながら、少しでもいいものに、しかも単価が安いものにやっていかなければならないと思いますのでね。今、担当課長のほうでおっしゃった内容については全部資料として出しておいてください。委員長、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 担当課のほうは、資料のほういいですね。

他にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、87ページ。

7目農業施設費。ございませんか。

89ページ。

8目農業水道費。

9目堆肥センター費。ございませんか。

91ページ。

2項林務費、1目林業総務費。

2目林業振興費。ございませんか。

93ページ。

3目林業事業費。

4目林業施設費。ございませんか。

95ページ。

5目特用林産振興費。ございませんか。

97ページ。

3項水産業費、1目水産業総務費。

2目水産振興費。ございませんか。

101ページ。

3目漁協管理費。

4目漁港建設費。

5目養殖事業費。ございませんか。

なければ、103ページ。

6目水産施設費。ございませんか。

なければ、107ページ。

6款1項商工費、1目商工総務費。

2目商工振興費。

6番佐齋委員。

●佐齋委員 ここで、小規模商工業者の審査委員のメンバー構成、ちょっと教えていただきたいなと思います。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時48分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げます。

小規模商工業者設備近代化資金の審査委員会の委員の関係でございますが、全部で5名でございます。商工会会長、それから商工会の金融審査委員長、厚岸金融協会の監事ということでございます。現在は北洋銀行の支店長でございます。それから、識見を有する者という形の中で1名、それから町の会計管理者という構成になってございます。

- 委員長（竹田委員） 6番佐齋委員。

- 佐齋委員 そうしたら、その都度、これは報酬と費用弁償が支払われているわけですね。だけれど、これ見ると、去年、そっくりそのまま利用されないで、今回、満度になっていきますよね。実際はこれ、下のを見ると、実行はされているんでしょう、金融業のほうの申し込みあって。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

町融資のほうにつきましては、設備近代化資金、いわゆる設備投資にかかる部分と、それから中小企業の融資制度の二つがございます。それで、20年度につきましては設備近代化資金、いわゆる設備投資のほうについての融資申し込み、これがございませんでした。結果として、審査する対象がないために、3回の審査が行われないような形で推移してきているという状況でございます。

- 委員長（竹田委員） 6番佐齋委員。

- 佐齋委員 結局、申し込みがないという。年に区切られていますよね。結局、例えば3月に打ち切りだと。ひとまず1月に申し込んだら、例えば6月だとか7月に投げられるんだと。せっかくいい制度があってもそれが何か使われていないというような話聞いています。その辺、前にも私ちょっと聞いたことあるんですけど、もう少しそれを緩やかに、せっかくつくったものですから、使いやすい制度にするともう少し利用がふえるんでないか。

それとこのメンバー見ますと、商工会の会長さん、北洋銀行さんとうたっていますけれど、これあれですか、補助団体のあれにやっぱりこういう報酬なんか出すものですか、委員だとかに。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

審査の回数については、以前にもちょっとそういうようなお話も出ていたということでございます。現在の制度の中では、年に3回ということで、4カ月ごとに審査、申請

期間を設けまして、それで行ってきているということでございます。

この回数のある方につきましては、今後も金融機関等々、商工会等々の話し合いとい
いましょうか、そういった中で、さらに詰めることが必要なのかどうかというような部
分の検討を加えていきたいと思っておりますけれども、どうしても審査というような形態をと
らなければならないという制度になってございますので、やはりある一定の審査期間と
いいましょうか、そういうような形を設けざるを得ないというふうに思っております。
回数につきましては、また今後も検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、報酬の関係でございますけれども、補助団体であるとかということではな
くて、やはりこういう条例に基づきます委員の委嘱でございます。これにつきましては、
当然、その法に基づく報酬の支給はしなければならないというふうになってございます。

それから、町の会計管理者なんかが入っておりますけれども、これはもちろん報酬の
制限でございますので、それらにつきましては支給はできないということでございます。

●委員長（竹田委員） 6番佐齋委員。

●佐齋委員 課長、せっかくいい制度をつくられているんですから、ましてや100年に一度
の不況でもって大変中小の零細企業の方、苦しんでいる方は、やっぱり利用したくても、
せっかくいい制度があっても、それはちょっと時期がずれるので利用できないというこ
とが去年あたりも使われていないんでないかということだと思っておりますね。早急にこれ
をやっぱり使いやすいうように、せっかくいい制度ですから、早急に話しされて使いやす
いようにしていただきたいと、これはお願いでございますが、どうですか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） こういう情勢ですから、なかなか新しい設備投資に
向かわなかったのかなと、一方ではそういうようなとらえ方もしてございます。

ただ、ちょうど審査が終わった後で、もう少し早く頼めばよかったなというような、
そういうような話も聞いてございます。その辺のあり方につきましては、もう少し研究
をさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、3目の食文化振興費に行く前に3時の休憩をとりたい
と思っておりますけれども。

休憩します。再開は3時30からといたします。

午後2時55分休憩

- 委員長（竹田委員） 再開します。

107ページ。

3 日食文化振興費。

7 番安達委員。

- 安達委員 この問題は、厚岸の将来にも大変大事ですし、今回、一般質問でも議論ありまして、本当に大いにこれは議論していかなければならない問題だなど、そのように考えております。

その中で味覚ターミナル・コンキリエの存在は、特に、当町におきましては、カキを中心として特産品の情報の発信、観光拠点施設として大変大事なものとするものと考えておりますけれども、このたびの追加しようとする1,000万円の根拠は何か、その考え方をまずお伺いしたいと思います。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

味覚ターミナルを運営していくためには、その運営実情に応じた経費負担をもって指定管理者に管理運営を委託するということがまず必要だというふうに考えます。

ご案内のとおり、味覚ターミナルを設置し、運営を開始しました当初につきましては、平成6年度、平成7年になりますけれども、計画の甘さから多額の赤字を抱える結果を招いたと判断せざるを得ないと考えてございます。

その運営のあり方を再検討する中で、委託料算定についての見直しの論議がされたところでありますけれども、ご案内のように平成8年の6月に設置されました当時の町議会、第三セクター調査特別委員会の意見をもとに、補助金の支出による経営安定化を選択した経過がございます。赤字状態となっている現在におきましても、再びその考え方を基本に置いた対応を図りたいというのがまず基本的な考え方でございます。

当時の補助金算定の考え方につきましては、当施設創設後の約2年間の収支を分析いただき、収支バランスが大きく崩れる閑散期の営業継続のためには必要との判断のもとで、1月から3月までの経費の25%以内の補助金算出で、金額にいたしますと600万円の補助金が妥当であるとされておりました。

そういう状況でございましたけれども、しかし、現在、現実にこの入館者及び売り上げが大きく落ち込むのは、さきの配付いたしております資料にもありますように11月以降でございます。閑散期経費の25%という以前の議会調査特別委員会検討ではじかれました補助金算定の考え方をもとにしまして、町委託料算定分を除く、今回の場合は町の委託料算定分を除くという状況の中で、11月から3月までの経費の25%、これを計算した額がおおむね1,000万円になるということでございます。

また、税法上の繰越欠損金の控除可能期間が7年間というふうになってございま

す。この年1,000万円を投入していくことによりまして、この控除可能期間での累積赤字解消の可能性もあるというふうにも試算されることもありまして、この税法上のメリットを十分に生かすこともできるのではというふうに判断をしたところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 この資料でいただいた決算書を見ますと、平成12年度まで支出されていた経営支援の助成金が、その後、黒字に転換したので投入を打ち切ったと、そのように理解をしているんですけれども、平成16年度からは、この赤字が続いていることに対して補助金支出の措置を行わないで来ているんですけれども、その理由はどうなんでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお話をさせていただきたいと思います。

このことについて、私がちょうど町長に就任した年でもあり、町長の判断として、黒字経営に対する結果として600万円の冬期支援金をゼロにしたと。それが今日まで続いております。

その要因といいますのは、実は平成13年度、当期純利益が約497万円。それから繰越利益剰余金が288万円。その前の平成12年度が、要するに累積赤字ですね、209万円あったわけです。それが短期の純利益によって解消された。その後、14年度、15年度も同じような黒字体制になってきたということございまして、先般、私、議会で答弁させていただきましたが、私がまず町長になった中で、厚岸町の台所はどういう状況にあるのか、または、将来の財政推計はどのように考えるべきか、いろいろと検討をさせていただいたわけでございます。

その結果、大変な厳しい財政状況というものが理解されたわけございまして、私といたしましては、12年度までは赤字だったけれども、13年度に短期も累積も黒字になった。しからば、そういう中で、冬期の支援対策はいかがなものかということで、ゼロにさせていただいたということございまして、ご理解いただきたいと思います。それが、その後今日まで来ているということございまして。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 その経過についてはわかりました。

何といても、北海道の経済が大きな要素に、何といてもどうしても逃れられない冬期間の宿命的な要件があるわけなんです。

しかし、この寒冷地である厚岸では、どうしても避けられないということございまして、収支バランスの一番大きく崩れて、今言った冬期間ですね、営業を冬期間だけ休むというような、そういう考え方も一つの選択肢にはなるのかなと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えなのか、教えてください。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） これは大事な問題でございますので、皆さん方、コンキリエの今日の必要性、またどういう役割を果たしているのかということについては、もう既にご承知のことと思っておりますが、私から位置づけ、役割を若干お話しさせていただいて、それから、冬期間休んだ場合どうなるのかということにつきましては、担当課長から答弁させていただきますので、ご理解いただきたいと存じます。

コンキリエといいますのは、厚岸町の基幹産業の振興と、他産業への波及効果による地域経済の活性化を図り、観光の中核拠点施設として位置づけられております。また、道の駅として今日では高い評価をいただいております。

例を挙げますと、平成19年には、当時100あった道の駅、これは全道ですが、その中でも3位の評価をいただいております。そういう意味においては、釧根圏の観光スポットとしての役割が大きいと思っております。

さらに、厚岸町にとりましても、防災拠点としての役割も非常に大きいわけでありまして。津波時などの緊急避難場所として、駐車場、それと1階のロビーが指定されております。さらには、防災無線の予備局ともなっております。本局が役場でございます。役場が何かあった場合には、コンキリエを使用するという、極めて重要な位置づけをされております。

それと同時に、今、コンキリエには、数多くの自販機が置いてあります。この自販機の中でも、一部の業者と防災協定を結んでおりまして、避難された場合は、無料で飲食を提供しますという協定も結んでおります。

そういう意味におきまして、味覚ターミナル・コンキリエは、公共性と公益性の役割を担っている、厚岸にとりましても重要な施設であるということをご理解いただきたいと存じます。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 冬期間休むことの検討はということでございます。このことについても検討を加えてございまして、結果、やはりこの冬期間、閉館あるいは休業するということにつきましては、どうしても訪問客の失望感を誘発すると。そのためにイメージダウン、これは免れない。といいますのは、一時期、あぶりやを休業したこともございます。そのときのいわゆる失望感、イメージダウン、全体にかかわる影響というものが大きかったというふうに現場のほうでは判断をいたしております。

また、道の駅としての機能が消失するということにもなります。町全体でのPR効果という部分は、これが大きく減退するだろうということは免れないというふうに思いますし、この影響は大きいというふうに思っております。

それと冬期間休むというような形になりますと、従業員の通年雇用というような部分でのが難しくなるというようなことから、結果として、人材の確保という部分では、これも極めて難しい状態が生じてくるのかなと、このように思っております。

また、休業するとしても、先ほど町長が言いましたように、防災拠点施設等々の最低

の施設維持管理はしていかなければならない。そうしますと、そこにはコストがかかる、売り上げのないところでコストがかかってくるというような状況もございます。

これらのことを考えますと、休業することの町全体としてのデメリット、そちらのほうが高いというふうに判断をしているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 本当にこれは難しい問題だと思うんですよね。せっかく夏場、一生懸命みんな頑張って利益を上げて、それが冬期間にみんな食べ尽くして、それでも足りないというのは、大体どこもそういうような営業形態が多いわけなんです、この北海道というのはですね。今聞きますと、味覚ターミナルの役割というのは、防災関係でも非常に大事な役割をしているということをお聞きしたわけなんですけれども。

それで、計算してみますと、本当に数字だけで申しわけないですけれども、経費に占める人件費の割合が物すごい高いんですよね。従業員の給与ベースに対する考え方ですね、これ、お持ちであればお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 社員の給与関係でございすけれども、実は、平成10年度以降、給与の改定、つまりベースアップでございすけれども、これは行わないで、据え置いたような状態でずっと今日まで来てございす。

その後、また、19年度、去年は定期昇給も据え置くというような形をとっておりますし、本年度につきましては、期末手当の支給率、こういった部分も下げるといような措置もとられてきてございす。

町内の民間と比べて、決して高い水準にあるというふうには考えてございせん。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 これは人件費がぼおんと突出的に数字が高いのは、売り上げが足りないんですよね、売り上げが足りないからこういう数字が出てくると思うんです。

そこで、民間の飲食店、それから販売店は、当然利益重視というのが、それが利益追求といいますか、利益重視というのが当然のことなんですけれども、この味覚ターミナル、営業施設等は、目的や使命がそういう民間とは違うわけなんです。

町長の執行方針にもあるんですけれども、地域活性化に必要な施設としての存在意義があると説明されております。その位置づけに対する考え方を再度確認しておきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） ここ平成6年に開設いたしましてから今日まで、コンキリエの果た

した厚岸町における経済効果、役割、また、活性化に向けての使命、極めて大きかったと私は評価をいたしておるわけでございます。

ご案内のとおり、厚岸町は、何といたっても一次産業、特に漁業の町として、今日、カキが全国のブランドになっております。その役割を果たしたのも、私はコンキリエではなからうか、そのように評価いたしておりますし、さらには、厚岸町にはそれぞれすばらしい海産物があるんだということについての情報もコンキリエが発信しているんでなからうか、そのように思っておりますし、何といたしましても、観光客の入り込みが、やはりコンキリエを中心として厚岸の観光が持っている。さらにはまた、三大祭りといいます子野日公園で行われている、それぞれのイベントにおいても、必ずやコンキリエと連携の中で活性化が図られておると。

それからもう一つは、やはりコンキリエの職員方が町外に出て、それぞれ道内のみならず、町外においても、厚岸町の物産展等を開催いたし、厚岸をPRすると同時に、物産をPRしていただいているという、極めてそれぞれの大きな厚岸にとっての役割を果たしているコンキリエ施設であると、私はそのように思っております。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 今、町長からご答弁いただいたわけなんですけれども、非常に大きな役割をこのコンキリエは果たしているというのは、私も理解はしているんですけれども。

ここで、味覚ターミナルを管理運営するに当たって、町が支出すべき経費についての基本的な考え方を確認しておきたいなと思っておりますし、町の財政状況等から考えて、今後のどの程度まで支出であれば可能と考えているのか。

また、最近の新聞等でも記事になっていきますけれども、別海町にある温泉施設を備えた郊楽苑、これは主に委託料が重荷になって、ことし2月末に閉館したと、報道等しております。別海町の郊楽苑がどの程度の委託料だったのか、また、隣町の浜中町の湿原センター、これも委託料をもしつかんでいけばお聞きしたいなと思っておりますけれども。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

味覚ターミナルの関係でございますけれども、形態といたしましては、販売営業で得た収益を施設の管理運営に充てるという形態をとってございますけれども、施設が全体的に持っている公共性、こういったものを保ちながら、目的に沿った適切な管理運営を行っていくということから考えますと、やはりそこに要する町からの支出負担は当然必要になってくるというふうに考えてございます。

町の支出負担行為といたしましうか、この支出負担につきましては、町の産業振興への投資として、このたびの増額が必要だというような判断をさせていただいているところでございます。

しかし、おっしゃるとおり厳しい町の財政環境でございます。制限なしのいわゆる支出負担というものは無理というふうに考えてございます。当面、従前の委託料の算定額、

これに今回お示しをさせていただいている1,000万円を加えた額を限度とする考えで現在おるといふこととさせていただきます。

それから、別海町の郊楽苑の関係でございますけれども、別海町の郊楽苑の委託料につきましては、年間5,500万円程度が支出されていたというふう聞いております。

また、浜中町でございますけれども、浜中町の霧多布湿原センターでございますけれども、これは年間2,700万円ほどの委託料の支出が行われ、運営が行われているというふうにとつてでございます。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 大変厳しい味覚ターミナル運営でありますけれども、別海町も毎年5,000万円、私、前に聞いたのは、6,000万円から8,000万円というふうに私は聞いていたんです。最近5,000万円台に落ちたのかもしれない。

別海町あたりも非常に大変なんだという話は、これは聞いてはいたんですけれども、この味覚ターミナル、皆さんの職員の頑張りで1,000万円程度のマイナスと。特に、去年からことし、またこれ、来年も続くと思うんですけれども、日本の不景気ですね、経済状況がよくなる、好転しない、私はそう思うんです。幾ら日本国家が経済政策をやっても、世界につながった経済の、今グローバルの経済の中ですから、なかなかこれは好転していかないだろうと、そのように私は考えております。

そういう中、本当にことし、僕は心配です、正直言って。来年も恐らく相当厳しい数字が出てくるのかなと、そのように思っておりますけれども、味覚ターミナルが厚岸町におよぼす波及効果、これについて直接的には物販等を通じて、町内製品の消費や雇用の場の創出などが考えられます。その効果をどのように町長はとらえておりますか、これを伺いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。先ほどもお話しいたしましたが、具体的にお話しさせていただきたいと思っております。

まず、コンキリエで売っております地元製品の消費ですね。平成19年度の例になりますが、約2億2,178万円売っております。それと仕入れであります、これは全体の67%を地元から仕入れております。金額にいたしまして7,539万円でございます。この二つだけでも、それなりの大きな数字に相なります。

それと同時に、やはり経済効果、数字であらわせといつても、なかなか難しい、目に見えない効果というものがあるわけでありまして、やはり厚岸にこれほど観光客が来て、さらにはまた、厚岸の知名度が高まっている。さらには、それぞれの厚岸町における産物が高い評価をいただいているという等々の極めて目に見えない経済効果というものもコンキリエが果たしているのではなかろうかと、そのように私は理解をさせていただいております。

●委員長（竹田委員） 7番安達委員。

●安達委員 今、町長にご答弁いただいたんですけれども、非常に厚岸町の産業経済に、また観光に、大きな役割を果たしている、これは私も認めてはおります。

町立病院が厚岸の町民の健康と命を守るという場所であれば、この味覚ターミナルは、これから厚岸町が歩いていかなければならない、特に厚岸の特産品であるカキも、いろいろなものがあるんですけれども、そういうものの情報の提供の場として、また、さまざまな味覚のPRとして、そういう面での大きな役割を担っているというふうに考えるわけでございます。

しかし、この表を見ていきますと、私が約20年ぐらい釧路で販売促進、販促の仕事をしておりました。そのときの数字が、ホイラーの法則とかというんですけれども、この中で、人件費が売り上げの22%を超すと、これは黄信号だよと。これはもう経営者から絶対に口酸っぱく言われる数字です。

また、広告宣伝費ですね、一般デパートや何かは販促費に広告宣伝費も入っています。この場合は販促費と広告費、分けて数字が出ていますけれども、見ますと売り上げの大体1%前後なんですね。普通、物販なんかでは、2%から3%。業種によって多少ばらつきがあるんですけれども、大体、量販店、それからデパート関係は2%から3%というのが私が勤めていたころの数字なんです。これはもうホイラーの法則という中にきちっと計算方式があるんですけれども、これで見ますと1%前後ですね。

私は、逆にこういうPRが足りないんでないかと。もっと前向きな攻勢に出て営業すべきでないのかと。何か縮小、縮小というふうにこれを見ると思えるんですよね。逆ですよ。私は、さっきから答弁いただいているコンキリエの使命からいって、もっとやっぱり攻勢に出ていいのかなと、そのように感じられるわけでございます。

それと、私も2年に1回か3年に1回、我々キノコの団体が、北海道じゅうが集まってコンキリエで夕食をするんですけれども、そこでいつも感じるのは、せっかく厚岸のカキ、カキなんかあぶりやさんで出るんですけれども、やはりこういう経費というか経営のことを考えて、ああいう商品、カキを出すのかなと思うんですけれども、非常に厚岸のカキらしくないですね。小さいんですよ、身が。我々普段食べるぷりっとした、さすが厚岸のカキだなと思われるようなカキが出ていないんですよ。これはやはり経営上の経費削減というか、そういう部面が強過ぎるのかなと。せっかく厚岸に来て食事をして、ほとんどやっぱりカキをねらって、ねらって来るというか、カキを目的に皆さん楽しみに来るんですけれども、いざ食事すると非常に小さいと。私どもが引率して行くんですけれども、ちょっと恥ずかしいんですよ。

こういうことを見ても、もっと攻勢に出て、多少経費がかかっても私はいい、厚岸のこういう特産物のPRを全国に発信するのであれば、そのぐらいの気構えでもってこれからも営業していただきたいなと、そういうふうを感じるんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、味覚ターミナル・コンキリエは第三セクターなんですね。その第三セクターの欠点といいますのは、何といたっても無責任経営体質にあると言われているんです。ということは、公というバックがあるからそういう体質になるということも、これは言われる学者もいるんですが、さらにはまた、ご承知のとおり低収益性にある。ということは、公共性、公益性、すなわちコンキリエを例にとりますと、めん類をつくってはだめだ、仕入れについては地元を利用しなさいという、いろいろな制約がございます。

私は、こういう中でありますが、コンキリエについては、支配人以下全職員、今るる申しましたとおり、厚岸町の役割を考え、また、コンキリエの使命を考えながら、無責任体質じゃなく、一生懸命頑張っています。この点をご理解いただきたいと存じます。

先ほど人件費の問題がありましたが、かつてはとてつもない31人ぐらいもいたときもあります。しかしながら、先ほど課長から述べたとおり、今ではもう限度です。それでもしっかり頑張っています。

それと低収益性というものに対する規制がありますが、それを乗り越えて、何とか黒字を出していこうということで頑張っている点を、まずご理解いただきたいと思っております。

だからといって、これでいいというわけじゃありません。今、安達委員からご指摘があったとおりに思います。経営改善をしながら、さらに赤字を縮減できるように、私も社長であります、そういう意味で、社員ともども、これからも一生懸命経営健全を見まして頑張っていきたい、そのように考えております。

●委員長（竹田委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（竹田委員） 他に。

4番高橋委員。

●高橋委員 同僚議員の質問に答えて、町長は、簡潔にお答えをしていたようには聞こえますけれども、町長は施政方針の中で、各会計ともに赤字は許されないという発言をしているわけでありまして。

私は、この問題については先般も一般質問で若干お尋ねをしたところですが、これはあれですか、補助金を出さなければ経営の見通しが立たないということですか。さらには、補助金を認めていただいたら、今後の販売促進につながるというようなことでこの補助金の計上をしていると思うんですけども、これについてももう少し詳しく、この補助金の関係ですね、補助金を出して、今同僚議員がおっしゃっているように、見通しとしてはこれ、町長かなり苦しい答弁をしているようですけれども、第三セクターの特徴である無責任体質にあると。そんなことは私はないと思いますね。経営さえしっかりしてやれば、こんな無責任体質にあるなんて、そんな言葉はちょっといただけないと

思うんですけれども。

これ、どうなんですか、販売促進については、一番暇な時期に販売促進に係る、例えば支配人、あるいは副支配人、そういう人方は、営業ということについてはどんなことを勉強しているんですかね。営業というのは、自分から行って営業をかけなければならないんです。あの店舗の中で待っていても客は来ません。売り上げなんか伸びるわけないでしょう、間違っても。その辺は、社長はどういうふうに考えているんですか。お尋ねをします。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、高橋委員の今質問で、私の安達委員に対する答弁に若干、お聞きになった点が、食い違いがあるんじゃないかなろうかという気がしたものですから、あえてそれをお話いたします。

第三セクターにおける一つの欠点として、無責任経営体質があると。これはコンキリエにあるということではないんです。そう言われている学者もいるということをお私に単に話したわけでありますので、コンキリエは一生懸命やっています、社員一同。この点をご理解いただきたいと思います。

あと補助金の問題については、担当課長から答弁をいたします。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、このたび町からのいわゆる負担をふやすという考え方につきましては、このままの今の経済情勢、こういったような状況からいきますと、収支がとれない、こういうような状況になっております。あの館全体を運営していくための経費、こういったものが出てこないということになります。それをやはり解消していかなければならないというのがまず1番目の課題でございます。

そうした中で存続をさせていくということが今後の展開にもつながってくるというような考え方のもとで、20年度は補助金でございますけれども、補助金という形で負担をふやしたいという内容のものでございます。

それから営業の関係につきましては、まさにおっしゃるとおりでございます。営業活動というのは、非常に経営において大事なものでございます。それでコンキリエの会社のほうにおきましても、先般、一般質問の中で販売促進費のお話ございましたけれども、以前は余り外に出ていったの物販、いわゆる催事ですね、催し物に参加するという件数も、年間数件程度というような形の中で推移しておりましたけれども、ここ近年に至りましては、昨年が14件、ことしにつきましては11件の、いわゆる外販といいたまうか、外に出ていったの物販関係を行ってきてございます。

こうした中で、それも経費を除いて、なおかつ収益を生むというような、そういう催事場所、そういったような選択をしながら進めてきておりますし、あわせて営業活動も行っている。この物品販売という目的には、物を売るという一つの目的以外に、やはりその産品を紹介しながら販路を拡大する、あるいは町全体をPRするという効果が

強いわけでごさいます、そういった活動を通じて厚岸町にお客を呼び込むというような活動も実は行ってきてごさいます。

ただ、営業という面については、現場のほうにおきましても、まだ少し、いわゆる外に出ていったのエージェント等における営業というような部分は弱かったのではないかなというような反省のもとに、その辺についても改善をしていこうというような考え方で進みたいという現場の考え方もあるということをお伝えさせていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 4番高橋委員。

●高橋委員 今、担当者のほうから説明がありましたけれども、販売促進については、大きく見直す、見直さなければ今後の売り上げにはつながらないと、こういうようなお話でありましたけれども、先ほど町長がおっしゃっていたように、第三セクターの特徴である、いろいろな体質からいって、私もやっぱりいろいろな体質からいって、販売促進については何かしら、第三セクターなものだから、殿様商売というかな、黙っていても来てくれるんだと、そういう考えの中でお仕事をしているのかなと。それであれば、何十人人間使ってもあれですよ、どんな優秀な人間使っても、売り上げは減っても伸びないですね。

この問題はもう3年も4年も前から始まっているわけでしょう。今今始まったわけではないですね。それでにっちもさっちもいなくなってきたから、こんな補助金であるとか、補助金なんてしないで貸付金にしてしまえばいいんですよ。貸付金だったら、払わなかったら大変なんだから。従業員一生懸命働くわけだから。

冬期間でもあれでしょう、言うなれば、仕事がない、売り上げがないからといったって、人件費減らしているわけでないんだから。人件費というのは、営業に伴うところの、言うなれば生活給だから、これは減らすわけにいかないんです。

そういうことを考えた場合には、もう少し営業というものに対する基本的な考えをしつかりとらえて、この事業に携わってもらいたい、私はそう思います。

町長どうですか、この点について。どうお考えですか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 赤字解消、これは最も大事なことであります。その中でも経営改善、影響が大きいわけでありまして。それに対しての営業、もちろん営業なければお客来ません。待ちの姿勢であってはなりません。高橋委員の言うとおりで。そういう面の改善策をとりながら、これからも頑張っていきたい、かように思います。

●委員長（竹田委員） 4番高橋委員。

●高橋委員 町長は、今回の補助金を出すについては、相当悩んで計上しているものと私は理解をしております。しかしながら、私もまだ議会に来てから1年か2年、日が浅い

ものですから、いろいろな状態はよくわかりませんが、この第三セクターに関しては、町の町民の声、あるいは私ども老人クラブの会員の皆さん方は、会合あるたびに言われます。本当に町長、このままでやっていけるのかなと。すごい心配してくれているんですよ。僕はありがたいと思っていますね。やっぱり町長を支える町の宝であるところの高齢者がたくさんいるんだと、私はこう思っております。

だからといって、それに甘えてどんだんね、あぶく銭のごとく金をつぎ込めばいいというものじゃないですね。事業というものは、少なくともとんとんぐらいか、あるいは予備費ぐらいは計上できるぐらいの事業感覚で営業してもらわないというと、これはどんな仕事でも僕はそうだと思うんですけれどね。行政に携わる皆さん方も、町の財政が厳しいからといって、町長がよく言う、職員の給料をカットしてまでもと言うけれども、それはやっぱり僕は好ましくないと思うんですね。職員の給料はしっかり与えて、やはりそれなりの仕事をしなければだめなんです。営業というのは、少なくとも売り上げを伸ばさなければ利益は出ないです。

あの施設の中において、悪いんだけど、あの中において考えては商売になりません。それはパソコンとかいろいろなものがあるから、通信でもって販売できるだろうけれども、商売というのは、やはり人と人との触れ合い、そして人と人との取引ですから、やはり現場に足を運んで、我が町のこのコンキリエにはこんな商品を扱っていますと、ぜひ何かのときにはどういう団体が来てくださいと、そのときにはこうこうこういう施設もありますから、私どもの施設のほうで責任持ってご案内しますよと言ってご商売するのが、販売促進につながると僕は思うんですね。

販売促進というのは、一言に言えば簡単なんですけれども、販売促進、昔はセールスと言ったんですけれども、大変難しい商売です。そう並大抵に簡単にかいつまんで、いやいや、だれでもいいよ、その辺ぶらぶら歩かせておけば商売になるだろう、そんなことにはならないです。

こうして売り上げが減っているのを見ると、何かしらそんなような感じで営業に携わっている人が多いのかなと。そうなれば、やはり支配人にしても、支配人代理にしても、もっともっと優秀な人間がいるはず。ひとつそういったところも見直すという考えでこの第三セクターの運営に当たってもらいたいものだなと、私は町長にそのようにお願いしたいわけです。しっかりした形の中で営業をとらえて、確実な売り上げを、あれだけの施設であれだけのスタッフがいたら、2億円や2億5,000万円ぐらいは、幾ら経済が低迷しようが何しようが、働きさえすれば売れます。間違いなく売れます。

それから、つけ加えるようなんですけれども、あの施設は、町長が自慢するように、たしか北海道で3番目ぐらいと言われますけれども、来る観光客は、そうですね、あそこへ行ってトイレをしたいという人はいないですね。トイレは望洋台ですか、あの施設とか、子野日公園の施設がいいんですね。あの施設ではやっぱり入りたくないというお客さんが多いですね。そういう声は聞いたことないですか。

そういう声が我々の業界の団体、釧路とか帯広、北見、私どもの団体の方がよく厚岸町に来て、厚岸町のカキを食べて帰る方が多いんです。そういう方々から、何でコンキリエってあんない施設なんだけれど、お手洗いとか随分旧式だねと。今の時代にふさわしくないねと。今ほとんど和式というのはないですね、トイレは。ほとんど洋式で

すね。

でも、ゆったりして、ゆっくりあそこで休んで、やっぱりトイレに入るということはそこでゆっくり休むわけですから、物が二つも三つも余計買わさるわけですよ。自然と売り上げにつながるわけですよ。

だから、そういうこともやっぱり、細かいことから、一から順番にこつこつとやるという販売方式を重ねていかなければ、売り上げには決してつながらないと思うんですね。

やはり担当者は、目的は売り上げの増を図るわけでしょう。売り上げを図れば、自然と利益がついてくるわけでしょう。売れば売るだけ損するわけでもないですよ。そういうことをしっかり考えて、この経営については取り組んでもらいたい、私はそのように思います。

今回は仮に施設を直すのであれば、まず第一にトイレを、ほかの町に負けないぐらいの立派な施設をつくってほしいと思いますね。これは今回、事業のあれにはのっていませんよね、17年度から21年度までの実施計画の中には入っていません。入っていませんけれども、あえてこのまま継続してやるならば、そういうこともひとつ参考にしながら、また、他町村とのかみ合いもゆっくり参考にしながら、それでどうしてもだめだったら民間に委託するとか、いろいろな方法あるわけですから。町長はしっかりやるというんだから、とにかく赤字を解消して、町民の一人一人の幸せにつながるような仕事をやっていきたいというんだから、この際、そういうことも十分に配慮した中で研究、検討をしていただきたいと、このように思います。

以上で終わります。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 委員のご質問の中では、いわゆる従業員の働きが弱いんでないのかというようなことでございますけれども、ちょっとここで話をさせていただきますけれども、決して第三セクターであるというところの中であぐらをかいているわけではないということは、過去の実績等を見ていただきたいなというふうに思っております。

発足当時、赤の状態でもって来ましたが、その後も自助努力というような、町からのもちろん負担というようないりも入りましたが、自助努力によりまして黒字に転換してきた、これは時代の背景もございます。その状態が続いておりますけれども、残念ながら16年度以降、赤の傾向にずっと下がってきているという状況でございます。

この背景には、もうご案内かと思っておりますけれども、釧路管内の観光客、7年連続で対前年を下がっている、こういうような社会現象がございます。それから、ごく最近では、燃料の高騰、こういったことによるドライブの減少だとか、こういったような社会的な要因、これによりまして影響が極めて大きいというふうに私ども思っております。

そういったことを背景に、今の状況の中であれを継続していくためには非常に厳しい状況になっているということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

それから、施設の考え方、魅力という部分につきましては、ご提言として承らせてい

ただきたいというふうに思います。

- 委員長（竹田委員） よろしいですか。

他にございませんか。

2番堀委員。

- 堀委員 先に諸先輩方がたくさん聞かれたので、そんなになんてすけれども、私のほうで確認したいのは、報告第8号、当然議会のほうに経営状況説明書ということで上げられていて、その中で20年度の事業計画というものが出されていて、このときに478万7,000円の赤字の事業計画というものを議会のほうに示されました。このときに抜本的な経営の改善の方策という質問もあったと思うんですけども、さしたる具体的な案とかも出されないで終わったと思うんですよ。それから、今回の補正予算の1,000万円の補助金の支出に至るまで、味覚ターミナル・コンキリエ、株式会社のほうの取締役会、当然、経営状況説明書には、取締役会、そして株主総会のそういった同意というものです、賛成というものを得て議会のほうに出されたものですから、そのときにさしたる改善計画なりを出されないままで今回この1,000万円を突然上げてきた、この間の経過というものがあるとあれば教えていただきたいとしたいと思います。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

19年度の決算報告、あわせて20年度の予算というところにおきましては、初の赤字計画予算というものを提出させていただきました。この議会の中でもいろいろ論議をいただきました。ただし、見込みといたしまして、こうならざるを得ない状況にあるというようなことで出させていただきました。

当然、取締役会の中でも、この件につきましてもいろいろ議論になっておりますし、経営改善という部分につけて何ができるのかというような部分も議論になっております。しかしながら、やはり指定管理者として受けて、この事業を続けるという形になりますと、こういう社会情勢云々、こういった部分を考えますと、いわゆる町での業務に対する館を管理運営していくための委託料、こういった部分についての見直しをいただかなければ経営はやはり成り立っていかないだろう、管理運営は、いわゆる黒での管理運営という部分は進まないであろうという内容でございます。

ただ、決して、経営の部分についてこのままでいいんだということではないんですが、大きな改善、いわゆるどこかを休業するかとか、そういうような部分につきましては、先ほど7番委員さんにご答弁申し上げましたとおり、非常に影響が大きい。これをやはり町の顔として継続させていくためには、やはり町の委託料等々の増額等がなければ、今の社会環境情勢の中では非常に厳しいという意見でございます。

- 委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 20年度の営業計画、赤字を出して、まずこれは取締役会でも当然承認されたものですよね。そうすると、その後、黒字化を図るための補助金を出すといったところでは、やはり取締役会というのは開かれていると思うんですね。議事録なりはあるんでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 会社での取締役会ですから、会議録の記録はありません。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 そうすると、それは、要求したならば、出していただくことは可能だということでもいいんですね。それはちょっと後で出していただきたいなというふうに思います。

まず、今回の1,000万円。先ほど11月から3月までの営業経費、過去の推計を見た中で25%で1,000万円というふうに出したんだという説明は7番さんのときにされていましたが、この1,000万円、もう少し1,000万円の数字を出せる計算式をちゃんと教えていただきたいんですけれども。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、委託料1,000万円の出した数字の算定式の部分……

（「補助金ね」の声あり）

●まちづくり推進課長（田辺課長） 補助金ですね。補助金の算定式の部分でございます。

この表からいきますと、11月から3月までの経費の合計でございます。その数字から、年度別の表があると思いますけれども、その上で売上高の下に委託料というのがあります。これは消費税を抜いた部分の町の委託料ということでございます。この部分を差し引きまして、残りの経費ですね、経費全体から、総経費の中には委託料が含まれておりますから、その部分の委託料を充てている分を除きました残りの経費、これの25%……

（「残りの経費は幾らなんですか」の声あり）

●まちづくり推進課長（田辺課長） ということです。それで、計算させていただきます。19年度の数字で申し上げたいと思います。19年度の数字で申し上げますと、11月から3月までが、経費合計が5,060万円ほどです。うち委託料というのが658万円。そうすると残りは、差し引き4,400万円程度です。その4分の1ということになりますから、1,100万円という数字が計算上あらわれてきます。

それから、20年度も見込みということでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、全体での経費合計、11月から3月までが4,728万円、28万9,000円ですから、29万円ですね。このうち委託料に充てている分が666万円です。そうしますと、残りが4,062万9,000円。これの4分の1というと1,015万7,000円という数字、これが導き出されてきているという状況でございます。

それから、会社の取締役会の、いわゆる会議録、それを出せるのかということでございますけれども、これについては、ちょっと可能なのかどうかという部分、調べさせていただきたいなというふうに思っておりますけれども、よろしく願いをいたしたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後4時36分休憩

午後4時42分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 会社取締役会の会議録の件でございますけれども、これがいわゆる私法だとか、そういうような部分に照らし合わせて可能なのかどうかという部分の判断するのに少し時間がかかるということでございますので、この件につきましては、結論が出るまで少しお時間をいただきたいと思いますというふうに思っておりますけれども、よろしく願いしたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 今回の株主総会後の大幅な経営権の、経営計画の変更ですから、当然、その後、取締役会等が開かれて、その中でこういう話というのが載っているものだと思って私は聞いているんですけども、それについて確認した後でお願いします。

それで、今、算定根拠、19年度が1,100万円、20年度が1,000万円というふうになったんですけども、例えば来年算定したときに、これが1,200万円だと、1,500万円だというふうになったときにも、以前の要領の中では当然町のほうで負担できる上限というものがあるといふことの答弁でしたけれども、例えばこれが1,000万円が1,100万円とか1,200万円ぐらいになったときにやるということになるんでしょうか。それとも、この1,000万円というものをやはり上限として設けるのかということ、もう一度ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） 従来の赤字のときに行った町の対応の考え方というのが一つの冬期の経費がかかる部分について、それはやはり見なければならないというような考え方の中で来ているということの押さえの中、その中で今回の考え方を再度ささせていただきますということでございます。

では、どこまでいくんだという形になりますけれども、やはりそれは経営全体的な部分の動きというものを見なければならないというふうに思っております。黒字に転換して累積赤字もない状態の中で、いつまでも委託料にしろ、補助金にしろ、そういう形をいただくのがいいのかということになれば、決してそういうふうにはならないというふうに思っておりますし、それは状況に応じて変えていく必要性も生じてくるだろうというふうに思っております。

この委託料の計算というのは、毎年度の契約、年度契約協定によっても決まりますし、補助金というのは、ご案内のように毎年度毎年度の予算での決定事項でございますから、そういった形の中で決められていくというふうに思っております。

それから、一般的な経費については、売り上げは大きく変動してまいりますけれども、経費については、当然売り上げがふえると売り上げに伴う経費というような部分もふえたりなんかもしてきますけれども、そう大きく変動はないであろう、このように考えております。

ただ、基本的な考え方については、先ほど答弁したように1,000万円という部分を念頭に置いて当面進めたいというふうに考えております。

- 委員長（竹田委員） 2番堀委員。

- 堀委員 そうすると今回の1,000万円というのが、累積赤字なりも含めて火急の赤字対策として補てんするんだという意味合いというものが強いのかなと。そうすると、厚岸味覚ターミナルの赤字経営体質に対して町が赤字補てんする、債務保証をするというふうに考えてよろしいのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） これまでも申してきていますように、あの建物そのものを、要するに通年を通して味覚ターミナル・コンキリエの持っている機能を維持していくということがまず必要だというふうに考えてございます。それに伴う経費の中に、営業で出てきた収益、これを経費にも充てていくんですよというような形の中で進んできてございます。そういうような考え方の中ですから、あの建物を維持していくために必要な部分、これについて町のほうで負担していこうという考え方でございます。

売り上げのほうにつきましては、先ほど言いましたように、非常に今日厳しい状況になってきて、そういう中で経費に充てていく、いわゆる収益、そういったものが少なくなっている状態にあるということでございますので、要するに建物を維持するために必要な経費というふうに考えてございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 それだとちょっとおかしいんじゃないか。黒字化になったときには、それじゃ、その1,000万円をやめるとかというような話をされているんですから、当然、通年経費だというふうに、委託費1,500万円と補助金の1,000万円を合わせて2,500万円というのが通年経費だというのであれば、やはりそういうふうに言い切らないとだめじゃないですか。黒字になったときに、当然営業努力でもって黒字化してきたのであれば、それはそれで株主還元というものが生じるというふうに、そういう説明じゃないとおかしいような感じがするんですけれど、どうでしょうか。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 基本的には、建物、いわゆるコンキリエ施設、先ほど申しましたように、施設の管理運営を行っていくために指定管理者の指定を行っていると。指定管理者に管理運営を委託しているという形態になります。

当然、その管理運営に当たっている第三セクターでございますけれども、管理運営のために設置いたしております第三セクターでございますけれども、個々が経営できない状態になりますと、施設の管理運営もできなくなるという形になります。そういうことを考えますと、やはり施設全体の中でかかる経費、こういったようなことを考えて、その経営の安定化という部分は施設の管理運営を行っていく上で非常に大事だというふうにとらえております。そういった中での町の負担である、このようにとらえてございます。

●委員長（竹田委員） 2番堀委員。

●堀委員 答弁がどうもはっきりしない。私などであれば、例えば今回の1,000万円というのが、あくまでもこれは厚岸町が債務保証するんだと、味覚ターミナルのコンキリエの社会的、そして経済的、厚岸の観光的な役割というものを考えたときには、味覚ターミナル・コンキリエの債務というものは厚岸町が保証していくんだというような意味合いというものをもち、さきの町長の答弁などを聞くとそこまで気構えてもいいのかなと。そうなると、当然第三セクターの経営というものも町の赤字比率とか、そっちのほうの計算とかにも、今の段階では債務保証していないからということが入っていないんでしょうけれども、当然債務保証するというようなことの中では、味覚ターミナル・コンキリエの債務というものも計算の中に入れた試算というものが必要になってくると思うんですけれども、どうもそこら辺が町の方針としてはっきりとしないというふうに私は思うんですね。

私一人で余り時間をとってもあれなので、私のほうは、まだほかにもいるみたいですから、終わりますけれども、最後に、今回の3月補正予算に1,000万円、こういう政策的な予算を突然上げてくると。例えば12月とか1月の臨時議会なりもあつたと思うんですけれども、そういうようなときに上げた中で、十分な審議を議会側にも求めた中で予算

執行というものをしていきたいというのであれば、まだ理解できるところもあるんですけども、どうも3月の土壇場のときに上げてしまって、3月の補正ですから、仮に否決とかというふうになれば影響というものも大きいです。そういった中で、そこら辺を見越した中で、土壇場のどさくさの中でこの1,000万円を上げてしまおうというふうに思えてならない。どうも議会側を大変軽視されているのかなというふうに私は思えてならないんですよ。その辺についてだけ、最後、お聞きしたいと思います。

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

議案の提出時期の関係でございますけれども、実はこの味覚ターミナル・コンキリエに対します今回の対応という部分については、内部でもいろいろ議論、検討を加えてきてございました。そういう関係が一つ。それともう一つは、経営状況の今後の推移という部分を少し今年度見きわめたいという部分もございました。そういう中で、この3月の定例会、議案の提出ということに相なったわけでございます。

実は、この3月の提案というのは、従来の、状況は違うかもしれませんが、毎年毎年600万円の補助金を出していた時期も、この3月期に営業状況を見ながら出したというような背景もございましたし、そういった形の中で今回3月の補正という形で提案させていただいているということでご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（竹田委員） 2番委員さん、いいですか。

●堀委員 はい。

（「5番」の声あり）

●委員長（竹田委員） 済みません、ちょっとお待ちください。

先ほど言っていたコンキリエの株式の会議録の提出についてなんですけれども、提出の時期なんですけれども、間に合えば新年度予算までということでもよろしいでしょうか。

（「はい、よろしいです」の声あり）

●委員長（竹田委員） まちづくり推進課長、そちらのほうでもし間に合えば、間に合わなければまた、こちらのほうにご一報くれれば。よろしいですか。

（発言する者あり）

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 4 時56分休憩

午後 4 時58分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

本日の会議はこの程度にとどめ、あす審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（竹田委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれにて閉会します。

午後 4 時58分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年3月9日

平成20年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長